

# 今治明德短期大学 研究紀要

## 第26集

### 目次

---

|                                                                          |    |
|--------------------------------------------------------------------------|----|
| 未婚の成人期男女における性別役割行動の実行意志に影響する要因の検討<br>.....赤澤淳子・湯川隆子.....                 | 1  |
| 短期大学生による高齢者の服装評価 (2)<br>——学生的生活・服装意識分析から——.....伊藤敏乃.....                 | 13 |
| 保育者養成における鍵盤楽器指導に関する研究(2)<br>——学生の意識調査を通して——<br>.....小池美知子・上村聖子・藤原久恵..... | 21 |
| 愛媛における仏教系幼稚園の創設<br>——今治幼稚園と三島幼稚園はどのようにしてつくられたか——...野口学.....              | 33 |
| 良質な福祉サービス提供体制構築への試論<br>～福祉サービスの質の保障体制の課題～.....濱島淑恵.....                  | 47 |
| スリベンカイアスワミの示した超能力と教えについて.....渡部英機.....                                   | 61 |

---

平成14年3月

今治明德短期大学

## 未婚の成人期男女における 性別役割行動の実行意志に影響する要因の検討

赤 澤 淳 子  
湯 川 隆 子

### 問題と目的

今日、家庭や社会における男女の役割は、急速な変化の途上にある。特に、女性側の変化は大きい。社会進出が急速に進んだ1980年代の半ばには、それまで増加基調にあった専業主婦の絶対数が頭打ちになり、以後、主婦層の就労率は増加傾向にある（服部，1999）。この事態は、しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の消滅を必ずしも意味するわけではない。

東・鈴木(1991)は、1970年代以降の、日本における性別役割態度の変化を検討した結果、日本人の性役割態度は、1978年以降、男女ともに平等主義的に変化し、男女の役割の境界が薄れつつはあるが、全般的には「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方が依然として根強いと指摘している。すなわち、意識の上では、確かに平等意識の高まりはあるものの、実態に目を転じれば、そこにはさほどの変化が看取されるわけではない。極言するなら、「男は仕事、女は家庭」が「男は仕事、女は仕事も家庭も」に変化しただけのことなのである。男性・女性にそれぞれ期待される行動を性別役割行動と称するが、それは、以上見たように、ともすれば固定化しがちである上に、一端そうなると変化しにくい。では、この行動は、どのような要因が規定するのであろうか。

その解答の一つを提示したのが、Fishbein & Ajzen (1975)である。そこでは、行動の直接規定因は、それを遂行する個人の意志であるが、その意志は、行動への態度および主観的規範によって規定されるとされている。ここでいう「行動への態度」とは、その行動を自分が肯定的に評価するか否かであり、「主観的規範」とは、自分の行動を他人が期待しているか否かについての判断と、その期待に沿おうとする動機の強さに他ならない。たしかに、これは、自分が肯定的に評価し、かつ重要な他者から期待される行動は、実行度が高いという経験的事実と合致している。この仮説をさらに換言するなら、行動の遂行は、自分の価値観と他者との関係の2つの要因が規定すると言えよう。性別役割行動に関して言えば、前者は性別役割態度であり、後者は親密な他者からの期待の認知に該当する。

本研究は、この仮説に立脚し、上記諸要因が性別役割行動の実行意志にいかなる影響を及ぼすのかを検討する試みである。

性別役割態度が及ぼす行動への影響に関しては、一時疑問視されていた態度と行動の一貫性が、最近再評価され、また、それを実証した研究は少なくない（Sheppard, Hartwick, & Warshaw, 1988など）。これに拠るなら、性別役割態度が伝統的か平等的かに応じて、性別役割行動に対する意識に違いが生じる可能性が高いと考えられる。

性別役割とは、社会の中で、各々の性にふさわしいと考えられる行動様式や性格特性で

あり、神田(1983)が指摘するように、規範としての側面も持っている。ある行動に対して、それが男女のいずれにふさわしいかという判断(分担志向性)がなされると、換言するならば、ある行動が性別役割行動であると認識されると、その行動を実行する規制力が働く。つまり、行動の分担志向性は行動の遂行に影響を及ぼすと考えられるのである。

一方、親密な他者からの期待の認知に関して、本研究で注目したのが、土肥(1995)である。そこでは、男女の親密さが増すと、彼らがジェンダー・ステレオタイプに沿った行動をとる傾向が強まる旨指摘されている。その一因としてあげられるのが、多人数の男女での役割分担より、一対一の役割分担の方が、相手の性に対する期待がより焦点化され強まるという可能性である。

また、単に恋人を持つだけでなく、その恋人との結婚を意識することにより、性別役割行動の実行度が一層高まることを明らかにした赤澤(1998)や、わが国においては、他の先進諸国に比して夫婦間の性別役割分業意識が強いことを指摘した江原(1988)に照らしても、また、結婚を契機として、男女の性別役割分担が明確化かつ固定化されるという経験的事実を鑑みても、親密な他者—恋人との結婚を意識することが、男女の行動遂行に影響を及ぼす可能性は首肯できよう。

そこで、本研究では、Fishbein & Ajzen(1975)の理論を基盤とし、性別役割行動の実行意志の規定因を探るために、Fig. 1 に示されるモデルにそって検討を行う。

男女共同参画社会基本法の成立にとともに、性別に束縛されない行動遂行の実現が望ましいことは言を待たないが、それを阻害する要因の一つとしての性別役割行動の規定因を究明することは、社会的にも意義深いと考える次第である。

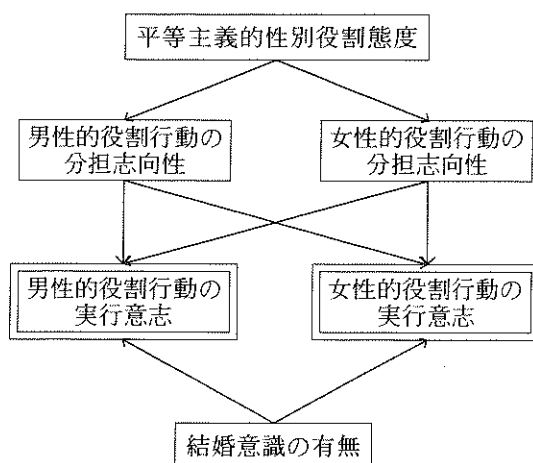


Fig. 1 : 性別役割行動における  
実行意志を規定するモデル

## 方 法

### 1. 調査時期

1999年8月10日～10月10日。

### 2. 調査対象および調査方法

未婚の20歳～30歳の社会人男女を対象とした。女性については、M県内にある4年制国立大学女性の卒業生に、個別に調査票を郵送し、被調査者が回答を記入した後、郵便で返送してもらう郵送調査を行った。女性対象者の年齢範囲は22～30歳(22～25歳70.7%, 26～30歳29.3%)で、平均年齢は24.6歳であった。男性については、東京・大阪の専門学校の学生(社会人)を対象とした。調査は、学校の教職員に、対象者への調査票の配布・回

収を依頼した。男性対象者の年齢範囲は20～29歳（20歳1.2%，21～25歳43.4%，26～29歳55.4%）で、平均年齢は25.8歳であった。有効回答者数は女性92名、男性83名で、回収率は70.5%であった。

### 3. 調査内容

#### (1) 恋人・結婚意識の有無

家族以外の異性で、自分が好意を寄せている存在について、「恋人、ボーイフレンド（ガールフレンド）、婚約者、片思い、友だち、その他、あてはまる人はいない」の7項目を設定した。また、その異性との結婚を意識しているかどうかについても二者択一法で回答を求めた。

#### (2) 性別役割態度

鈴木(1994)が作成した平等主義的性役割態度スケール (SESRA : the Scale of Egalitarian Sex Role Attitudes) の短縮版を用いた。この尺度は、男女の性役割態度において、どの程度平等主義的か、あるいは伝統主義的かを客観的に測定するものである。調査では、20項目について、「全くその通りだと思う（5点）～ぜんぜんそう思わない（1点）」までの5件法で回答を求めた。得点が高いほど性役割に対して平等的な態度を有し、低いほど伝統主義的な態度を有しているとみなされる。

#### (3) 性別役割行動（恋愛行動）の分担志向性

調査では、恋愛行動の候補項目54項目（赤澤，2001）について、その行動が一般的に男女のどちらにふさわしいかを評定させた。但し、分析では、赤澤が採用した、「男性的役割行動」9項目、「女性的役割行動」7項目の性別役割行動のみを用いた<sup>1)</sup>。得点化については、「女がふさわしい（5点）」、「どちらかといえば女がふさわしい（4点）」、「どちらでもない（3点）」、「どちらかといえば男がふさわしい（2点）」、「男がふさわしい（1点）」とした。つまり、得点が高いほど、その行動が女性にふさわしいと評定していることを示し、得点が低いほど、その行動が男性にふさわしいと評定していることを示す。

#### (4) 性別役割行動（恋愛行動）の実行意志

調査では、分担志向性と同様に恋愛行動の候補項目54項目について、その行動の実行意志について評定を求めたが、分析では性別役割行動の実行意志のみを用いた。好意を持っている異性との場面を想定させ、各行動について、どの程度実行すると思うかについて評定を求めた。調査では、「すると思う（5点）」、「しばしばすると思う（4点）」、「時々すると思う（3点）」、「めったにしないと思う（2点）」、「しないと思う（1点）」という5件法を用いた。

## 結 果

### 1. モデルの整合性

モデルの整合性を、共分散構造分析 (AMOS) を用いて検討した。説明力の指標として GFI (Goodness of Fit Index)、AGFI (Adjusted GFI)、CFI (Comparative Fit Index) を採用した。一般的には、それらの値が 0.9 以上であれば、モデルの適合度が高いと判断される。

まず、性別役割行動の実行度について検討したところ、「男性的役割行動」7 項目、「女性的役割行動」5 項目のモデルが、より適切な適合度を示した (GFI=0.883, AGFI=0.834, CFI=0.910)。なお、このときの各パスの計数値はいずれも有意であった。

性別役割行動の分担志向性においても、同様のモデルで検討したところ、各適合度指標は、適合度を満たすと判断できうる値を示し (GFI=0.882, AGFI=0.832, CFI=0.910)、各パスの係数値は全て有意であった。

よって、今後は、「男性的役割行動」の実行意志については、7 項目の合計点を、また「女性的役割行動」の実行意志については、5 項目の合計点を用いて分析することとした。同様に、分担志向性についても、「男性的役割行動」7 項目、「女性的役割行動」5 項目の合計点を、各々の分担志向性とした。

なお、以下「男性的役割行動」の実行意志を「男性役割・実行意志」、「女性的役割行動」の実行意志を「女性役割・実行意志」、「男性的役割行動」の分担志向性を「男性役割・志向性」、「女性的役割行動」の分担志向性を「女性役割・志向性」と表記する。

### 2. 各々の変数について

#### (1) 恋人・結婚意識の有無

家族以外の異性で、自分が好意を寄せている存在について、「恋人、婚約者」と回答した者を「恋人あり群」、それ以外を選択した者を「恋人なし群」とし、恋人の有無と結婚意識の有無との関係を Table 1 に示した。175 名中 89 名が、恋人がいると回答しており、そのうちの 88% が結婚を意識していた。

Table 1 : 恋人・結婚意識の有無

|        | 恋人あり群 | 恋人なし群 |
|--------|-------|-------|
| 結婚意識あり | 78(人) | 6(人)  |
| 結婚意識なし | 11    | 80    |

#### (2) 性別役割態度

平等主義的性役割態度スケール (SESRA : the Scale of Egalitarian Sex Role Attitudes) の短縮版の各項目における全体の平均値と男女別の平均値および男女間の平均値検定の結果を Table 2 に示した。SESRA 短縮版の 20 項目における、クロンバックのアルファ係数は .93 であり、尺度の信頼性が実証された。

また、男女間の平均値検定の結果、女性は男性より平等主義得点が高く ( $t(173)=9.46$ ,  $p<.001$ )、女性の方が男性より、平等主義的であることがわかった。

Table 2 : 平等主義的性役割態度スケール (SESRA) 短縮版の平均値

| 項 目                                                 | 全 体                          | 男 性<br>(N=83)                | 女 性<br>(N=92)                | t 値            |
|-----------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------|
| <b>SESRA 合計得点</b>                                   | <b>71.3</b><br><b>(17.2)</b> | <b>60.6</b><br><b>(17.0)</b> | <b>81.0</b><br><b>(10.3)</b> | <b>9.46***</b> |
| *女性が、社会的地位や賃金の高い職業を持つと結婚するのが難しくなるからそういう職業を持たない方がよい。 | 4.11<br>(1.22)               | 3.55<br>(1.40)               | 4.61<br>(0.76)               | 6.11***        |
| *結婚生活の重要項目は夫が決めるべきである。                              | 3.86<br>(1.37)               | 3.07<br>(1.48)               | 4.58<br>(0.73)               | 8.38***        |
| *主婦が働くとき夫をないがしろにしがちで、夫婦関係にひびが入りやすい。                 | 3.85<br>(1.29)               | 3.17<br>(1.41)               | 4.47<br>(0.76)               | 7.45***        |
| *女性の居るべき場所は家庭であり、男性の居るべき場所は職場である。                   | 3.92<br>(1.36)               | 3.25<br>(1.48)               | 4.52<br>(0.90)               | 6.77***        |
| *主婦が仕事をすると、家族の負担が重くなるので良くない。                        | 3.79<br>(1.30)               | 3.13<br>(1.37)               | 4.38<br>(0.90)               | 7.05***        |
| 結婚後、妻は必ずしも夫の姓を名乗る必要はなく、旧姓で通してもよい。                   | 3.17<br>(1.38)               | 2.73<br>(1.50)               | 3.57<br>(1.14)               | 4.09***        |
| 家事は男女の共同作業となるべきである。                                 | 3.70<br>(1.37)               | 3.25<br>(1.45)               | 4.11<br>(1.17)               | 4.27***        |
| *子育ては女性にとって一番大切なキャリアである。                            | 2.74<br>(1.30)               | 2.43<br>(1.25)               | 3.01<br>(1.29)               | 3.00***        |
| *男の子は男らしく、女の子は女らしく育てることが非常に大切である。                   | 2.87<br>(1.41)               | 2.06<br>(1.27)               | 3.61<br>(1.10)               | 8.64***        |
| *娘は将来主婦に、息子は職業人になりことを想定して育てるべきである。                  | 3.97<br>(1.31)               | 3.37<br>(1.49)               | 4.50<br>(0.82)               | 6.12***        |
| *女性は家事や育児をしなければならないから、フルタイムで働くよりパートタイムで働いた方がよい。     | 3.60<br>(1.27)               | 3.16<br>(1.33)               | 4.00<br>(1.07)               | 4.59***        |
| 女性は人生において、妻であり、母であることも大事だが、仕事をするのも同じくらい重要である。       | 3.38<br>(1.32)               | 3.04<br>(1.27)               | 3.70<br>(1.29)               | 3.40***        |
| 女性は子どもが生まれても、仕事を続けた方がよい。                            | 3.04<br>(1.17)               | 2.71<br>(1.22)               | 3.34<br>(1.04)               | 3.65***        |
| *経済的に不自由でなければ、女性は働かなくてよい。                           | 3.33<br>(1.28)               | 2.80<br>(1.32)               | 3.80<br>(1.04)               | 5.57***        |
| *家事や育児をしなければならないから、女性はあまり責任の重い、競争の激しい仕事をしないほうがよい。   | 3.47<br>(1.34)               | 2.84<br>(1.39)               | 4.03<br>(1.01)               | 6.41***        |
| 女性という理由だけで仕事のチャンスを奪ってはいけない。                         | 4.29<br>(1.16)               | 3.83<br>(1.28)               | 4.70<br>(0.87)               | 5.17***        |
| 将来は、女性が男性と完全に平等の仕事内容、賃金、昇進を得られるようになることが望ましい。        | 3.70<br>(1.35)               | 3.13<br>(1.35)               | 4.21<br>(1.12)               | 5.68***        |
| 女性が社会に出て働けば、社会の進歩や発展にとってもプラスになることが多い。               | 3.63<br>(1.20)               | 3.18<br>(1.26)               | 4.04<br>(0.97)               | 5.03***        |
| 男性と平等になるために、女性が自立の意志をもって、地位向上をめざすべきである。             | 3.61<br>(1.22)               | 3.18<br>(1.32)               | 4.00<br>(0.98)               | 4.62***        |
| 家庭や社会で、男女平等の権利と義務をもっと強調すべきだ。                        | 3.27<br>(1.23)               | 2.67<br>(1.08)               | 3.80<br>(1.11)               | 6.79***        |

注1. \*は逆転項目である。

注2. ( ) 内は標準偏差で、有意水準は\*\*\* $p < .001$  \*\* $p < .01$  \* $p < .05$ とする。

## (3) 性別役割行動の分担志向性

Table 3 は、「男性役割・志向性」および「女性役割・志向性」の平均値と、それらを構成する各項目の平均値、および男女間の平均値検定の結果に示したものである。

男女ともに、「男性役割・志向性」「女性役割・志向性」を、それぞれ男女にふさわしい役割として評価していた。しかし、男性は女性より、「男性役割・志向性」の得点が有意に低く ( $t(173)=4.51, p<.001$ )、「女性役割・志向性」の得点は有意に高い ( $t(173)=2.20, p<.05$ ) 低い。つまり、男性は女性より、男性的役割行動は男性にふさわしいと判断し、女性的役割行動は女性にふさわしいと判断しているのである。

## (4) 性別役割行動の実行意志

分担志向性と同様に、「男性役割・実行意志」および「女性役割・実行意志」について、男女間の平均値検定の結果をTable 3 に示した。その結果、男性は女性より「男性役割・実行意志」が高く ( $t(173)=13.11, p<.001$ )、女性は男性より「女性役割・実行意志」が高かった ( $t(173)=2.20, p<.05$ )。すなわち、男女ともに、自分の性にふさわしいと判断されている行動を実行しようとする意志が強いことがわかった。

Table 3 : 成人期男女における性別役割行動の分担志向性および実行意志

| 項 目               | 分担志向性                  |                        | t 値            | 実行意志                   |                        | t 値             |
|-------------------|------------------------|------------------------|----------------|------------------------|------------------------|-----------------|
|                   | 男 性                    | 女 性                    |                | 男 性                    | 女 性                    |                 |
| <b>男性的役割行動</b>    | <b>12.61</b><br>(5.30) | <b>15.75</b><br>(3.66) | <b>4.51***</b> | <b>27.90</b><br>(6.06) | <b>17.50</b><br>(4.16) | <b>13.11***</b> |
| 相手を家に送る           | 1.70<br>(0.93)         | 2.10<br>(0.76)         | 3.09**         | 4.25<br>(1.07)         | 2.66<br>(1.24)         | 9.03***         |
| 重い荷物をもつ           | 1.61<br>(1.03)         | 2.02<br>(0.66)         | 3.07**         | 4.20<br>(1.13)         | 2.64<br>(1.09)         | 9.32***         |
| プロポーズする           | 1.78<br>(0.99)         | 2.29<br>(0.76)         | 3.86***        | 3.70<br>(1.48)         | 2.10<br>(1.24)         | 7.71***         |
| 相手をエスコートする        | 1.77<br>(0.99)         | 2.13<br>(0.67)         | 2.78**         | 3.90<br>(1.18)         | 2.16<br>(0.92)         | 10.98***        |
| 並んで歩くとき、車道側を歩く    | 1.90<br>(0.97)         | 2.33<br>(0.73)         | 3.23**         | 3.65<br>(1.27)         | 2.30<br>(0.99)         | 7.75***         |
| 車の運転をする           | 1.89<br>(1.01)         | 2.51<br>(0.69)         | 4.68***        | 4.30<br>(1.04)         | 2.92<br>(1.13)         | 8.34***         |
| こわれた道具を修理する       | 1.95<br>(0.97)         | 2.37<br>(0.69)         | 3.24**         | 3.89<br>(1.18)         | 2.71<br>(1.11)         | 6.83***         |
| <b>女性的役割行動</b>    | <b>21.75</b><br>(4.61) | <b>20.52</b><br>(2.25) | <b>2.20*</b>   | <b>16.94</b><br>(6.05) | <b>20.61</b><br>(5.11) | <b>2.20*</b>    |
| 食事や弁当をつくる         | 4.05<br>(1.09)         | 3.80<br>(0.60)         | 1.81+          | 2.34<br>(1.39)         | 3.60<br>(1.09)         | 6.62***         |
| 相手の部屋をそうじする       | 3.80<br>(1.02)         | 3.43<br>(0.62)         | 2.79**         | 2.18<br>(1.35)         | 3.00<br>(1.34)         | 4.02***         |
| こまやかな世話をする        | 3.84<br>(1.12)         | 3.53<br>(0.67)         | 2.20*          | 3.11<br>(1.28)         | 3.62<br>(1.22)         | 2.70**          |
| 手紙を書く             | 3.40<br>(0.99)         | 3.26<br>(0.53)         | n.s.           | 2.95<br>(1.43)         | 3.21<br>(1.29)         | n.s.            |
| お茶やコーヒーをいれる       | 3.52<br>(1.03)         | 3.42<br>(0.54)         | n.s.           | 3.11<br>(1.33)         | 4.03<br>(1.02)         | 5.10***         |
| ノートをとったりテストの資料を回す | 3.14<br>(0.80)         | 3.07<br>(0.29)         | n.s.           | 3.25<br>(1.40)         | 3.15<br>(1.58)         | n.s.            |

( ) 内は標準偏差 \*\*\* $p<.001$  \*\* $p<.01$  \* $p<.05$  + $p<.10$

### 3. 因果モデルの検討

これまでの研究において、性別役割に関する意識や行動には性別が示されている（赤澤、1998）。また、本研究においても、実行意志において男女差が示されていることから、男女別にモデルの検討を行うこととした。

#### ①男性の因果モデル

男性について検討したところ、Fig. 2 のような結果が得られた。各適合度指標は、GFIが0.901、AGFIが0.704、CFIが0.826であった。これらは高い数値とは言えないが、これは、対象者数に起因するものと思われる。各パスの係数は十分に高い値を示しているため、因果モデルの整合性は高いと判断した。

まず、「平等主義的性別役割態度」が、「女性役割・志向性」に有意な影響を及ぼしていた。平等主義的な役割態度が高いほど、女性的役割行動を男性にふさわしいものと判断している。

次に、性別役割行動の規定因については、説明変数として設定していた3つの要因全てが、役割行動に対して有意な効果を持っていた。つまり、「男性役割・志向性」・「女性役割・志向性」・「結婚意識の有無」は、「男性的役割・実行意志」および「女性的役割・実行意志」に有意な影響を及ぼしていた。これらは、男女の性別役割行動を男性にふさわしいと判断しているほど、男性的役割行動も女性的役割行動も実行しようと考えていることを表している。また、恋人との結婚を意識しているほど、男性的役割を実行しようと考えていることを意味している。

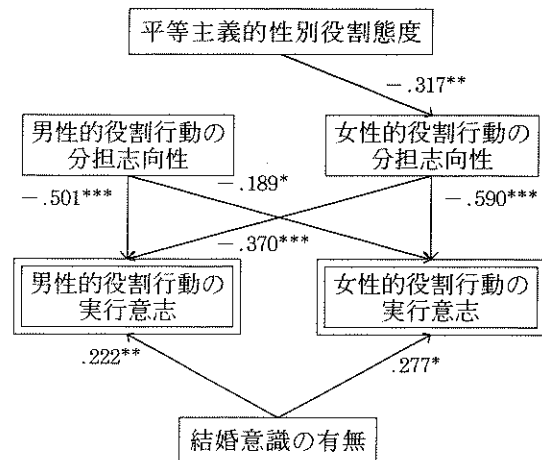


Fig. 2 : 実行意志を規定するモデルの検証(男性)  
\*\*\* $p < .001$  \*\* $p < .01$  \* $p < .05$

#### ②女性の因果モデル

女性について、因果モデルを検討した結果をFig. 3 に示した。各適合度指標は、GFIが0.878、AGFIが0.745、CFIが0.653であり、男性と同様に高い数値とは言えない。これは、やはり対象者数に起因するものと思われる。しかしながら、各パスの係数は十分に高い値を示しているため、因果モデルの整合性は高いと判断した。

女性では、「平等主義的性別役割態度」が、「男性役割・志向性」および「女性役割・志向性」に有意な影響を及ぼして

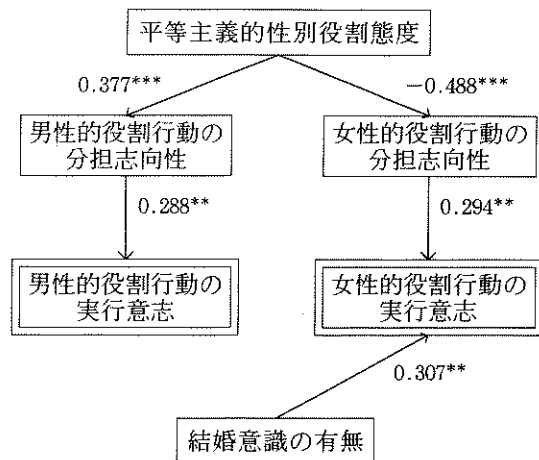


Fig. 3 : 実行意志を規定するモデルの検証(女性)  
\*\*\* $p < .001$  \*\* $p < .01$

いた。平等主義的な役割態度が高いほど、男性的役割行動を女性にふさわしいと判断し、女性的役割行動を男性にふさわしいと判断している。

次に、性別役割行動の規定因については、「男性役割・志向性」は「男性役割・実行意志」に、「女性役割・志向性」は「女性役割・実行意志」に有意な影響を及ぼしていた。つまり、男性的役割行動が女性にふさわしいと判断しているほど、男性的役割を実行しようと考えており、女性的役割行動が女性にふさわしいと判断しているほど、女性的役割を実行しようと思っていることが判明した。また、「結婚意識の有無」が、「女性役割・実行意志」に有意な影響を及ぼしていた。つまり、女性では、恋人との結婚を意識しているほど、女性的役割行動を実行しようと考えていることを意味している。

## 考 察

本研究の目的は、Fishbein & Ajzen(1975)の所説に基き、性別役割行動の実行意志を規定する要因を探ることであった。そのため、「性別役割態度」・「性別役割行動の分担志向性」・「結婚意識の有無」という変数が、直接および間接的に、性別役割行動の実行意志に、いかなる影響を及ぼすかについて、因果モデルに沿って検討を加えた。

まず、男性では、性別役割態度が、女性的役割行動の分担志向性に有意な影響を及ぼすこと、すなわち、より具体的には、性別役割に関して平等主義的意識が高まるほど、女性的役割行動が男性にもふさわしいと判断していることが明らかとなった。この結果は、平等主義的な男性役割態度をもつ男性ほど、家事の分担に対して許容的であるというRoss(1987)の結果と合致する。しかし、同時に、今回の結果を見る限りでは、平等主義的性別役割態度は、男性的役割の分担志向性には、影響を及ぼしていない。したがって、いかに平等主義的な男性でも、男性にふさわしいと判断する行動を女性にふさわしいとまでは判断するに至っていないのである。森永(1999)は、男性が「男らしさ」の規範を逸脱すると、社会的に大きな損失を被ると指摘しているが、今回の結果はまさしくこの指摘と軌を一にしている。女性が女性役割に対する態度を柔軟にすることに比べて、男性が男性役割に対する態度を柔軟にすることには、より一層の困難が胚胎するのであろう。

性別役割行動の分担志向性は、実行意志に有意な影響を及ぼしていた。特に、男性的役割行動の分担志向性が、男性的役割行動の実行意志に、また、これと雁行して、女性的役割行動の志向性が女性的役割の実行意志に、各々強く影響している。すなわち、男性的役割行動を男性にふさわしいと考えている男性ほど、男性的役割行動を実行しようと考えており、女性的役割行動が男性にふさわしいと判断する男性ほど、女性的役割行動を実行しようとする意図しているのである。これは、行動遂行の意志が、行動への態度によって規定されることを示しており、Fishbein & Ajzen(1975)の主張を裏付ける結果となった。

また、男女の性別役割行動における分担志向性は、同じ性別の行動ほどではないが、異性にふさわしいと判断されている行動の実行意志にも有意な影響を及ぼしている。さらに、結婚を意識する男性ほど、男女に関係なく、性別役割行動の実行意志が高まる。つまり、恋人との結婚を意識する度合いが高まるほど、男性的役割、女性的役割行動の両方を実行しようとするのである。このような結果が示された一因として、男性においては、男性的役割行動の実行意志と女性的役割行動の実行意志との相関が高い( $r = .566, p < .001$ )と

いう可能性が考えられる。対象者数を勘案すると、この結果を一般化することには、現段階では躊躇せざるを得ない。被験者数を増やす等、今後さらなる検討が必要であろう。

次に、女性では、性別役割態度が、性別役割行動の分担志向性に有意な影響を及ぼしていた。性別役割に関して平等主義的な意識が高まるほど、女性的役割行動を男性にふさわしいと判断し、逆に、男性的役割行動を女性にふさわしいと判断している。この結果は、性別役割態度において女性は男性より平等主義的である旨の指摘（東・鈴木, 1991; McBroom, 1987）や、日本では、性別役割分業に対する男女の意識差が大きく女性の方が役割分業を否定する比率が高いという秋山（1999）の調査結果を連想させる。女性では平等主義的態度の優勢は明らかで、それが男女の役割行動に拘泥しない柔軟な分担志向性をもたらした可能性があると考えてよいであろう。

また、分担志向性が行動意志に及ぼす影響に関しては、女性においても、男性と同様に、Fishbein & Ajzen(1975)の主張と合致した結果となった。つまり、性別役割行動の分担志向性は、実行意志に有意な影響を及ぼしており、行動遂行の意志が、行動への態度によって規定されていたのである。女性では、男性的役割行動を女性にふさわしいと考えているものほど、男性的役割行動を実行しようとする意欲があり、女性的役割行動が女性にふさわしいと判断するものほど、女性的役割行動を実行しようと考えていることになる。

さらに、女性では、恋人との結婚意識の有無が、女性的役割行動の実行意志に強い影響を及ぼしており、結婚を意識している女性ほど、女性的役割を実行しようと考えていることが判明した。赤澤(1998)は、青年期女子では、単に恋人を持つだけでなく、その恋人との結婚を意識することにより、女性的役割行動の実行度が更に高まることを指摘しているが、成人期の女性を対象とした今回の調査においても、同様の結果が得られたことになる。

以上概観したように、行動意志の規定因として最も強く作用しているのは、男性では行動に対する分担志向性が、女性では恋人との結婚を意識することであった。つまり、行動意志を規定する2要因のうち、男性では、自己がその行動を男女のどちらにふさわしいと考えているかという行動への態度が、一方、女性では、他者との関係や他者の期待という、主観的規範が、各々、優勢であるということが明らかとなったのである。

## 注

- 1) 赤澤(2001)では、恋愛行動の候補項目54項目について、異性の恋人という時、それらの行動が男女にとってどれくらい望ましいかについて各々5段階で評定させた。そして、各項目について、男性への望ましさと女性への望ましさの平均値間で、平均値検定を行った。さらに、検定の結果有意差が示された項目のうち、男女への望ましさの平均値が3.0を境として分かれている項目を、「男性的役割行動」(9項目)、「女性的役割行動」(7項目)として採択した。

## 参 考 文 献

- 赤澤淳子 2001 恋愛の進展にともなう性別役割行動と恋愛意識の変化—カップルの横断的調査の結果に基づいて— 家族研究論叢, 7, 3-23.
- 赤澤淳子 1998 恋愛後期における性別役割行動の研究 今治明德短期大学研究紀要, 22, 47-63.
- 秋山登代子 1999 変わる男女役割 井上輝子・江原由美子(編) 女性のデータブック有斐閣 38-41.
- 東清和・鈴木淳子 1991 性役割態度研究の展望 心理学研究, 62, 270-276.
- 土肥伊都子 1995 性役割分担志向性・実行度および愛情・好意度に及ぼす性別とジェンダー・パーソナリティの影響 関西学院大学社会学部紀要, 73, 97-107.
- 江原由美子 1988 「結婚の意味」の変貌: 規範性の喪失と利害判断志向 家族心理学年報, 6, 167-181.
- Fishbein, M., & Ajzen, I. 1975 *Belief, attitude, intention and behavior: An introduction to theory and research*. Addison-Wesley.
- 服部良子 1999 労働力として質・量ともに向上 井上輝子・江原由美子(編) 女性のデータブック有斐閣 92-93.
- 神田道子 1983 女たちのゆくえ 勁草書房
- McBroom, W.H. 1987 Longitudinal change in sex role orientations: Differences between men and women. *Sex Roles*, 16, 439-452.
- 森永康子 1999 「女らしさ」「男らしさ」と「自分らしさ」のはざままで 青野篤子・森永康子・土肥伊都子著 ジェンダーの心理学 ミネルヴァ書房 91-94.
- Ross, C.E. 1987 The division of labor at home. *Social Forces*, 65, 816-833.
- Sheppard, B.H., Hartwick, J., Warshaw, P.R. 1988 The theory of reasoned action: A meta-analysis of past research with recommendations for modifications and future research. *Journal of Consumer Research*, 15, 325-343.
- 鈴木淳子 1994 平等主義的性役割態度スケール短縮版(SESRA-S)の作成 心理学研究, 65, 34-41.

## 付 記

本論文の作成にあたり、聖カタリナ女子大学の田原康玄先生に統計処理においてご指導を賜りました。また、本研究は、三重大学教育学部第48期卒業生中西真紀さんの卒業論文「結婚適齢期にある男女の性別役割行動について」におけるデータを提供して頂き、再検討したものです。ここに記して感謝いたします。

## Factors associated with intention of gender role behavior in single young adults

Junko AKAZAWA and Takako YUKAWA

### Summary

The purpose of this study was to examine what factors affected the intention for single adults to perform gender role behavior in view of the Fishbein & Ajzen (1975)'s proposal. The results were as follows; evaluations of gender role behavior and egalitarian gender role attitudes were closely related and the evaluations as well as the intention to get married affected the intention for young adult to perform gender role behavior.

*Key Words: intention to perform gender role behavior, evaluation of gender role behavior, intention to get married.*

## 短期大学生による高齢者の服装評価 (2)

—— 学生 の 生活 ・ 服装 意識 分析 から ——

伊 藤 敏 乃

### 1. 緒 論

人は衣服を日常的にそして何気なく衣服を着用しているが、着用する衣服によって心が明るくなったり、弾んだり、活力を得たり<sup>1)</sup>、歓びや楽しみ<sup>2)</sup>を得ることができる。自分を質素と思っている人は質素な服装をし、ファッショナブルであると考えている人はファッショナブルな服装をしており、服装は意識・無意識に関わらず着用者の意識を表現している。人が相手を認識するとき、派手な装いをしている人を派手な人ととらえ、いつも清潔な装いをしている人をきちんとしたまじめな人ととらえ、服装は相手を判断・評価する際のひとつの道具になっている。服装で相手を判断する際、判断する側の年齢、性別、関心、意識が大きく関わっている<sup>3)</sup>。

高齢社会を迎え、多方面から高齢者にとって安心できる環境づくりが課題となっている。高齢者にとり、生活動作が無理なくおこなえ、人との好ましい交流を持つことも高齢者の生活しやすさにつながる。衣服の領域においては、障害の有無に関わらず、年齢を問わない、着用しやすいデザイン、色彩などへの取り組みがなされている<sup>4)5)</sup>。人との交流において、年齢格差のある高齢者と若者の交わりは重要なことである。平成12年の愛媛県での一世帯あたりの人員は平均2.4人<sup>6)</sup>となり、一世帯の人員が少なくなり核家族化が進み、三世代同居の世帯が減っている。世代間の接触が少ない現状で、服装は若者が高齢者の意識を理解のためのひとつの道具となる。

高齢者自身の服装意識は調査<sup>7)</sup>によると、若い世代と同様にファッション意識が高く、自分らしく、個性的な服装をして着装行動を楽しむ意識が高い、という結果がでている。前報<sup>8)</sup>で、学生は高齢者の服装を学生自身と同じように服装のもつ社会的な服装規範を重視し衣服の着心地を大切にしているととらえ、学生の方が高齢者に比べ個性を重視しておしゃれを楽しんでいるととらえ、高齢者の服装イメージについては地味で年寄りらしいと評価していることがわかった。しかし、高齢者の服装を若々しいと評価した約2割の学生は、高齢者の服装を活動的で、上品で、明るいにとらえており、高齢者自身の服装意識に近いという結果も得た。

本研究は学生のアンケート<sup>8)</sup>をもとに、学生の生活・服装意識と高齢者服装評価・服装イメージ評価との関連を明らかにして、若者の高齢者理解を深めるための資料とすることを意図したものである。

### 2. 研究方法

調査対象 今治市に位置する短期大学の学生 男子52名 女子82名 合計134名

質問方法 質問紙により調査し、その場で回収した。回答者の内訳を表1に示す。

調査期間 平成12年 7 月

調査内容 今回使用したのは、学生の生活・服装意識について17項目、学生の高齢者服装評価7項目、学生の高齢者服装イメージ評価15項目である。

各々の項目の4段階評価に4～1の評点を与え資料にし、単純集計、クロス集計をし、因子分析、数量化Ⅱ類による分析をおこない、各項目の関連、有意性について詳しく検討した。

表1 調査対象者の属性 人(%)

|            | 区 分     | 全体(134)  | 男子(52)   | 女子(82)   |
|------------|---------|----------|----------|----------|
| 年 齢        | 18歳     | 42(31.3) | 13(25.0) | 29(35.4) |
|            | 19歳     | 59(44.1) | 25(48.1) | 34(41.5) |
|            | 20歳     | 20(14.9) | 9(17.3)  | 11(13.4) |
|            | 21歳     | 1( 0.8)  | 0( 0.0)  | 1( 1.2)  |
|            | 21歳以上   | 12( 8.9) | 5( 9.6)  | 7( 8.5)  |
| 高齢者との同居の有無 | 同居している  | 58(43.3) | 25(48.1) | 33(40.2) |
|            | 同居していない | 70(52.2) | 25(48.1) | 45(54.9) |
|            | 無 回 答   | 6( 4.5)  | 2( 3.8)  | 4( 4.9)  |

### 3. 結果及び考察

#### (1) 学生の生活・服装に関する意識

学生の生活・服装に関する17項目の意識構造を明らかにするため、各々の得点を因子分析(バリマックス回転)をおこなう。固有値1.0以上で解釈可能なものを基準とし、3因子を抽出した。結果を表2に示す。

表2 学生の生活・服装意識の因子分析結果

| 学 生 の 生 活 ・ 服 装 意 識          | 第 1 因 子  | 第 2 因 子 | 第 3 因 子 |
|------------------------------|----------|---------|---------|
| 自分はおしゃれをすることを楽しむ             | 0.735    | -0.093  | 0.164   |
| 生活のなかで衣服を着用することを楽しむ          | 0.667    | 0.175   | 0.199   |
| 自分の容姿を気にする                   | 0.660    | -0.206  | 0.028   |
| 自分の年齢にふさわしい服装(色、柄、デザイン)を心がける | 0.644    | -0.137  | -0.229  |
| 流行の衣服を着る                     | 0.613    | -0.229  | 0.060   |
| 時間、場所、目的にあった衣服を着用する          | 0.508    | 0.211   | -0.195  |
| 自分の個性を生かした服装をする              | 0.503    | 0.211   | -0.284  |
| 世の中の動きに興味がある                 | 0.095    | 0.475   | -0.350  |
| 自分は人と同じような服装をする              | 0.321    | -0.454  | 0.130   |
| 自分がどのような人間か自覚しようと努める         | 0.132    | 0.432   | -0.170  |
| 高齢者福祉について関心がある               | 0.093    | 0.425   | -0.420  |
| 人とのコミュニケーションをとることが好き         | 0.118    | 0.462   | 0.601   |
| 友人、仲間のつきあいは多い                | 0.161    | 0.463   | 0.577   |
| 固 有 値                        | 3.106    | 1.640   | 1.363   |
| 累 積 寄 与 率 (%)                | 18.3     | 27.9    | 35.9    |
| 因 子 名                        | 服装生活を楽しむ | 社会性     | 交友重視    |

第1因子「服装生活を楽しむ」、第2因子「社会性」、第3因子「交友重視」と解釈した。

学生はおしゃれを楽しみ、自分を生かす衣服を着用し、社会の動きに興味を示しつつ、自分を見つめ社会に同調している。また人との交わりを好んでいる。

学生は自分を主体として服装や交友関係を楽しむ生活をしていることが明らかになった。

## (2) 学生の生活・服装意識と学生の高齢者服装イメージ評価(若々しい・年寄りらしい)との関連

高齢者服装イメージを若々しいと評価した約2割の学生(134名中29名)がもつ高齢者服装イメージは、高齢者自身の服装評価に近い。そこで、若々しいと評価した学生の生活・服装意識を探るために、若々しい(若々しいに近いも含む)群と、年寄りらしい(年寄りらしいに近いも含む)群に分け、2群間の有意差の検定をおこなう。結果を図1に示す。

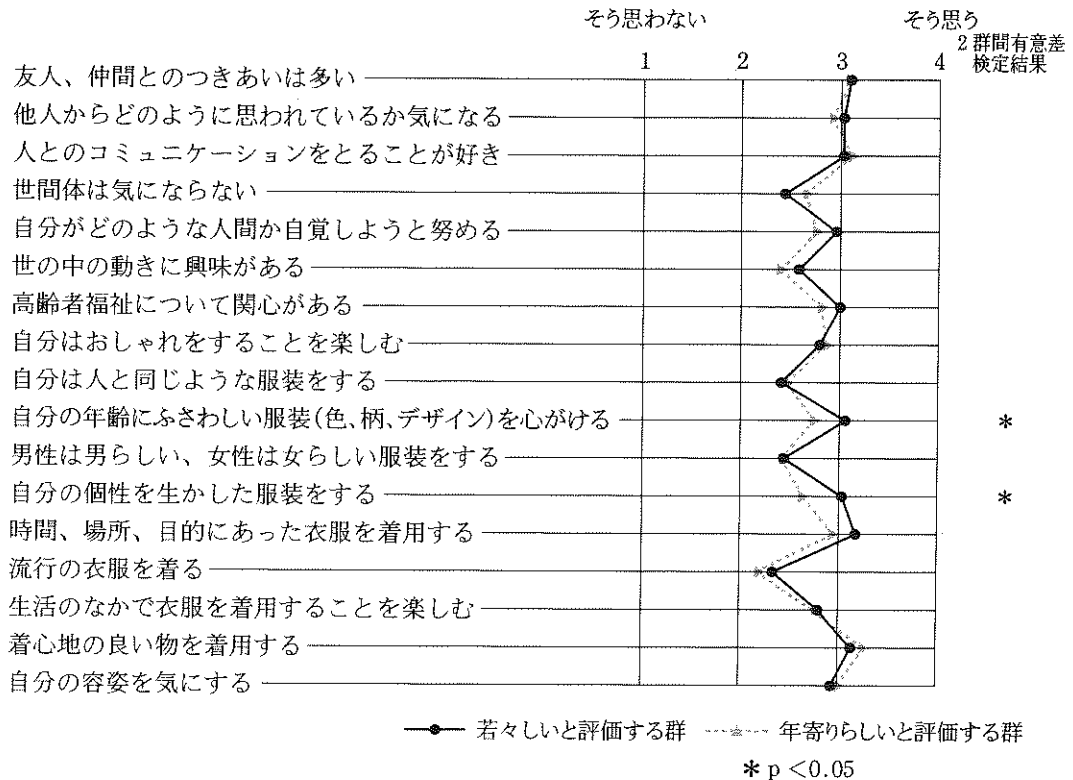


図1 学生の生活・服装意識と若々しい・年寄りらしい高齢者服装評価

学生の生活・服装意識17項目中「自分の年齢にふさわしい服装を心がける」、「自分の個性を生かす服装をする」の2項目で有意差が認められた。高齢者の服装を若々しいと評価する群の学生は年寄りらしいと評する群の学生に比べ、年齢にふさわしく、個性を生かす服装を心がけていることがわかった。

学生が個性を生かし、年齢相応の服装を考えているということは、自分自身を見つめていることであり、自己の意識が高まると、高齢者服装評価も高まるといえる。

## (3) 学生の生活・服装意識と学生の高齢者服装評価との関連

学生の生活・服装意識と、高齢者服装評価の関連を探るため、数量化Ⅱ類を用い分析をおこなう。高齢者服装評価に対する4段階評価を、そう思う(少しそう思うを含む)群と、そう思わない(あまりそう思わないを含む)群の2群にかえ、学生の生活意識7項目、服装意識10項目の合計17項目を目的変数とし、学生の高齢者服装評価7項目を説明変数として分析をおこなう。関連の有無を表3に示す。

表3 学生の生活・服装意識と高齢者服装評価との関連  
— 数量化Ⅱ類 分析結果 —

| 学生生活・服装意識 \ 高齢者服装評価 (内容欄外)   | 1 | 2 | 3  | 4 | 5 | 6  | 7 |
|------------------------------|---|---|----|---|---|----|---|
| 友人、仲間とのつきあいは多い               |   |   | *  |   |   | *  | * |
| 他人からどのように思われているか気になる         |   |   |    |   |   |    | * |
| 人とのコミュニケーションをとることが好き         |   |   |    |   |   |    |   |
| 世間体は気にならない                   |   |   |    |   |   |    |   |
| 自分がどのような人間か自覚しようと努める         |   |   |    |   |   |    |   |
| 世の中の動きに興味がある                 |   |   |    |   |   |    |   |
| 高齢者福祉について関心がある               |   |   |    |   |   | *  | * |
| 自分はおしゃれをすることを楽しむ             |   |   |    |   |   |    |   |
| 自分は人と同じような服装をする              |   |   | ** |   |   |    |   |
| 自分の年齢にふさわしい服装(色、柄、デザイン)を心がける |   |   |    |   |   |    |   |
| 男性は男らしい、女性は女らしい服装をする         |   |   |    |   |   |    |   |
| 自分の個性を生かした服装をする              |   |   |    |   |   |    |   |
| 時間、場所、目的にあった衣服を着用する          |   |   | ** |   |   |    |   |
| 流行の衣服を着る                     |   |   | ** |   |   |    |   |
| 生活のなかで衣服を着用することを楽しむ          |   |   |    |   |   | *  |   |
| 着心地の良い物を着用する                 |   |   |    | * |   | ** |   |
| 自分の容姿を気にする                   |   |   | *  |   |   |    |   |

1 高齢者はおしゃれをすることを楽しんでいる

\*  $p < 0.05$

\*\*  $p < 0.01$

2 高齢者はまわりの人と同じような服装をしている

3 高齢者は年齢にふさわしい服装(色、柄、デザイン)をしている

4 高齢者の男性は男らしい(女性は女らしい)服装をしている

5 高齢者は自分の個性を生かした服装をしている

6 高齢者は時間、場所、目的にあった衣服を着用している

7 高齢者は流行の衣服を着ている

学生の生活・服装意識からみると、「友人、仲間とのつきあいは多い」、「高齢者福祉に関心がある」、「着心地の良いものを着用する」、「他人からどう思われているか気になる」、「自分は人と同じような服装をする」、「時間、場所、目的に合う衣服を着用する」、「流行の衣服を着る」、「生活のなかで衣服の着用を楽しむ」、「自分の容姿を気にする」の9項目に、高齢者服装評価との関連が認められる。

学生の高齢者服装評価からみると、「高齢者は年齢にふさわしい服装をする」、「高齢者は時間、場所、目的にあった衣服を着用する」、「高齢者は流行の衣服を着ている」、「高齢者は男性は男らしい(女性は女らしい)服装をする」の4項目に、学生の生活・服装意識との関連が認められる。学生の意識と高齢者の服装による社会への適応性(年齢、T・P・O、流行、性別に合う)に対する評価との関連があることが明らかになった。

#### (4) 学生の生活・服装意識と高齢者服装イメージ評価との関連

学生の生活・服装意識と高齢者服装イメージ評価の関連を探るため、(3)と同様に4段階評価を2群にし、数量化Ⅱ類による分析をおこない、結果を表4に示す。

学生の生活・服装意識からみると、17項目中15項目で関連が認められる。とくに関連が

表4 学生の生活・服装意識と高齢者服装イメージ評価との関連  
— 数量化Ⅱ類 分析結果 —

| 高齢者イメージ評価(内容欄外)                  | 1 | 2 | 3  | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|----------------------------------|---|---|----|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| 学生の生活・服装意識                       |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |
| 友人、仲間とのつきあいは多い                   |   |   | ** |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |
| 他人からどのように思われているか気になる             |   |   |    |   |   | * |   |   |   |    |    |    |    |    |    |
| 人とのコミュニケーションをとることが好き             |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |
| 世間体は気にならない                       |   |   |    |   | * |   |   |   |   | *  | ** |    |    |    |    |
| 自分がどのような人間か自覚しようと努める             |   |   | *  |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    | *  |    |
| 世の中の動きに興味がある                     |   | * |    |   |   |   |   |   |   |    |    | *  |    |    |    |
| 高齢者福祉について関心がある                   |   |   | ** | * | * | * |   |   |   | *  | *  | *  | ** | *  |    |
| 自分はおしゃれをすることを楽しむ                 |   |   |    | * | * | * |   |   |   | *  | *  | *  |    |    | *  |
| 自分は人と同じような服装をする                  |   |   |    |   | * | * |   |   |   |    |    |    | *  |    |    |
| 自分の年齢にふさわしい服装を心がける<br>(色、柄、デザイン) |   |   |    |   | * |   |   |   | * | *  | *  |    |    |    |    |
| 男性は男らしい、女性は女らしい服装をする             |   |   |    |   |   |   |   |   |   | *  |    |    |    |    |    |
| 自分の個性を生かした服装をする                  |   |   |    |   |   |   | * |   |   |    |    |    |    |    |    |
| 時間、場所、目的にあった衣服を着用する              |   |   |    | * |   |   |   |   |   | *  | *  | *  |    |    |    |
| 流行の衣服を着る                         |   |   | *  |   |   |   |   |   |   | *  |    |    |    |    |    |
| 生活のなかで衣服を着用することを楽しむ              |   |   |    |   |   |   |   |   | * |    |    |    |    | ** |    |
| 着心地の良い物を着用する                     |   |   |    |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |
| 自分の容姿を気にする                       |   |   |    |   |   | * |   |   |   |    |    |    |    |    |    |

\* p &lt; 0.05    \*\* p &lt; 0.01

- 1 活動的な—ドレシー  
2 上品な—下品な  
3 明るい—暗い  
4 平凡な—個性的な  
5 派手な—地味な

- 6 フォーマル—カジュアル  
7 中性的な—男(女)性的な  
8 かたい—柔らかい  
9 若々しい—年寄りらしい  
10 高そう—安そう

- 11 かわいい—大人っぽい  
12 素朴な—洗練された  
13 心地よい—窮屈な  
14 古典的—流行の  
15 控えめな—大胆な

強いのは「高齢者福祉に関心がある」、「おしゃれを楽しむ」、「世間体は気にならない」、「人と同じような服装をする」、「年齢にふさわしい服装をする」、「時間、場所、目的にあった服装をする」である。世間体を気にし、同じような服装をし、年齢、T・P・Oに合わせるという学生の社会への適応を示す意識が、高齢者の服装イメージ評価に関与しているといえる。

学生の高齢者服装イメージ評価からみると、高そう—安そう、フォーマル—カジュアル、明るい—暗い、派手な—地味な、中性的な—男性(女性)的、かわいい—大人っぽいの順で、14項目で関連が認められる。高齢者服装イメージ評価は、学生の生活・服装意識と関連があり、学生の意識により高齢者服装イメージは変わるといえる。

#### (5) 学生の高齢者福祉についての関心の有無と高齢者服装評価・服装イメージ評価との関連

上記の(3)、(4)の結果では、「高齢者福祉についての関心がある」の項目で、とくに学生の生活・服装意識と高齢者服装評価・服装イメージ評価との関連が認められた。学生の高齢者福祉への関心の有無と高齢者の服装評価・服装イメージ評価との関連を探るため、

高齢者服装評価7項目、高齢者服装イメージ評価15項目について、高齢者福祉に関心のある群(87人)、関心のない群(47人)の2群に分け、有意差検定をおこなう。服装イメージ評価との関連を図2に示す。

服装評価との関連については有意差が認められない。

(図省略)

服装イメージ評価では15項目中5項目で有意差が認められる。高齢者福祉に関心がある学生は、関心のない学生に比べ、高齢者の服装を平凡、フォーマル、高そう、心地よい、控えめ、ととらえている。

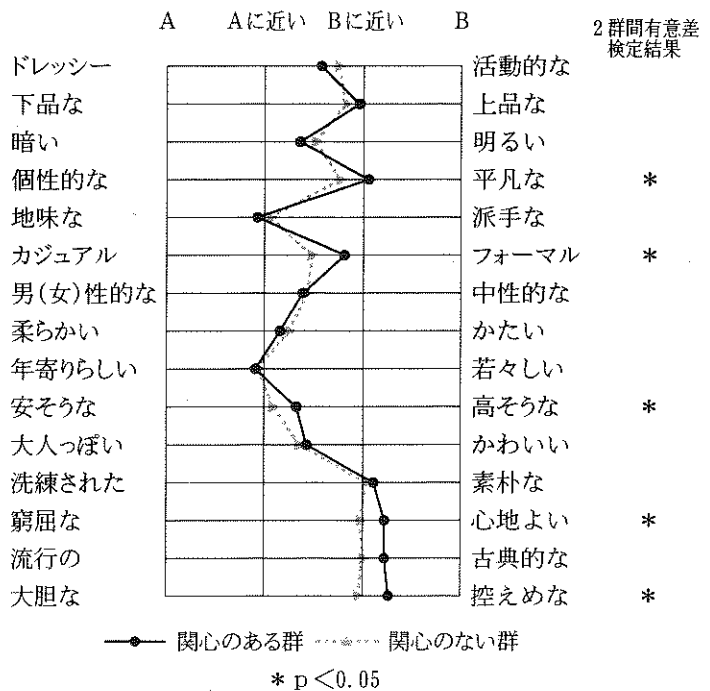


図2 高齢者福祉についての関心の有無と高齢者服装イメージ評価

#### (6) 高齢者と同居の有無と学生の高齢者服装評価・服装イメージ評価との関連

同居の有無と高齢者服装評価・服装イメージ評価の関係を探るため、学生の高齢者服装評価・高齢者服装イメージ評価の合計22項目について有意差検定をおこない、結果を図3、図4に示す。学生生活を送るため現在親元を離れている学生については、帰省した状態での同居の有無で回答を得た。

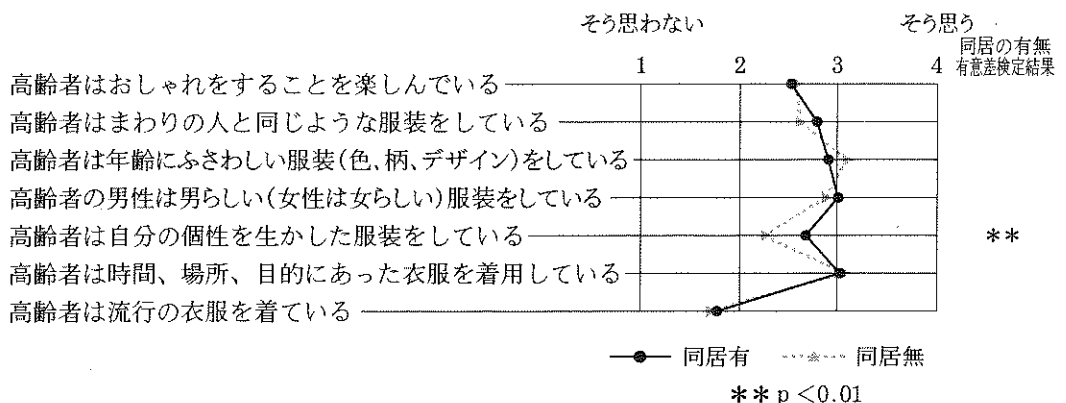


図3 同居の有無と高齢者服装評価

同居している学生は同居していない学生に比べ、高齢者は服装の中に個性を生かしていると評価している。また、同居している学生の方が高齢者を明るく、中性的で、若々しく、流行の服装をしていると評価している。

高齢者と同居している学生の方が、同居していない学生に比べ、高齢者の服装を高齢者自身のもつ服装意識に近い評価をしている。高齢者と生活を共にするなかで高齢者の身体状況や心理状態を理解し、高齢者の理解につながっているといえる。

#### 4. 要約・結論

短期大学生の生活・服装意識と高齢者の服装評価・服装イメージ評価との関係を明らかにし、高齢者の理解を深める要因を探ることを目的とした。結果は次のとおりである。

1. 学生の生活・服装意識からは「服装生活を楽しむ」、「社会性」、「交友重視」の3因子が抽出された。

2. 高齢者の服装を若々しいと評価する学生は、年寄りらしいと評価する学生に比べ、自分の服装を年齢にふさわしく、個性を生かす服装をするよう心がけている。

3. 学生の生活・服装意識と高齢者服装評価には関連が認められる。とくに高齢者の服装による社会適応を評価する内容との関連が強い。

4. 学生の生活・服装意識と高齢者服装イメージ評価には多くの関連が認められる。とくに学生の社会への適応性が高齢者服装イメージ評価に関与している。

5. 高齢者福祉に関心のある学生の方が、関心のない学生に比べ高齢者服装イメージを、平凡、フォーマル、高そう、心地よく、控えめにとらえている。

6. 高齢者と同居している学生は同居していない学生に比べ、高齢者の服装を、個性を生かし、明るく、中性的で、若々しく、流行の服装をしているにとらえている。

本学生は、服装についての関心が高く、衣服の着用を楽しんでおこなっている。生活面、服装面ともに社会に同調するが、自分を主体とした生活意識、服装意識をもっている。学生の意識と学生の高齢者服装評価とは関連があり、学生の生活・服装意識を如何により、高齢者の服装への評価は変わるといえる。とくに学生の服装にあらわれる学生の社会への適応意識が、高齢者評価に関わっており、学生が高齢者理解を深めるには、学生の生活・服装意識を高めることが有効であることが実証された。

終わりに本研究をまとめるあたり、諸先生方からご助言を賜り深く感謝いたします。また、質問紙調査にご協力をいただいた学生の皆様に深く感謝いたします。

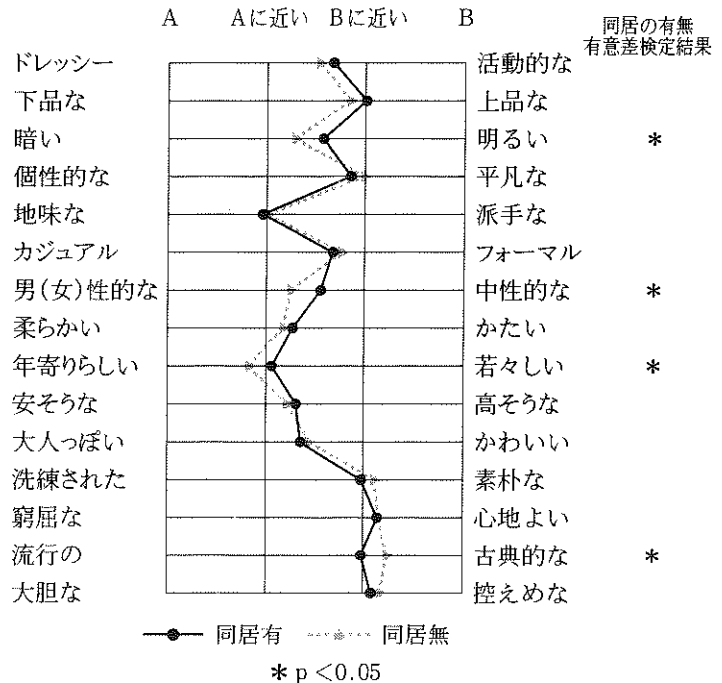


図4 同居の有無と高齢者服装イメージ評価

## 引用文献

- 1) 1996年6月21日付 朝日新聞 あしたへ26 震災から新文明
- 2) 日本家政学会編 日本人の生活 —50年の軌跡と21世紀への展望 建帛社 168~172
- 3) 日本繊維機械学会 被服心理学 日本繊維機械学会 19~110
- 4) 岡田明 ユニバーサルデザインのモノづくりと国内外の動向 日本繊維製品消費科学会誌 第42巻2号 (2001)
- 5) 見寺貞子 ファッションにおけるユニバーサルデザイン 高齢者・障害者の衣生活に求められる要因 日本繊維製品消費科学会誌 第42巻9号 (2001)
- 6) 愛媛県企画情報部統計課 えひめの統計 11月号 愛媛県統計協会 (2001)
- 7) 鮎田崎子 岡田奈美 —高齢者の着意意識と生活意識の関連— 大学卒業生 (60~70歳) の場合及び大学生との比較を通して 愛媛大学教育学部紀要 第5部 教育科学 第46巻第2号 (2000)
- 8) 伊藤敏乃 短大生による高齢者の服装評価 —学生の意識・イメージ調査から— 明德短期大学紀要 第25集 (2001)

## 保育者養成における鍵盤楽器指導に関する研究(2)

—学生の意識調査を通して—

小 池 美知子

上 村 聖 子

藤 原 久 恵

### I 問題と目的

本研究は、鍵盤楽器（主としてピアノ）実技指導に関する1999年の研究<sup>(1)</sup>の続編である。先の研究からこれまでの間、短大独自の教則本作成を視野に入れ、他の養成校の取り組み<sup>(2)</sup>を参考にしつつ学生のピアノ演奏技量に即した教材の検討を重ねてきた。

まず始めに、教材に対してどのような検討がなされたのかその経緯について述べておきたい。平成11年度以降の器楽Ⅰ、器楽Ⅱ（1年次開講）に対し、以下のような新たな教材を加えた。先の研究発表年度の平成10年度は、4段階グレードの最上級グレード4の教材が、ギロック『こどものためのアルバム』及びこれと同レベルの指定課題曲であり、曲数が合わせて16曲であったが、曲目を検討し、平成11年度にはさらに8曲<sup>(3)</sup>を新たに加えた。平成12年度は、最上級グレード4とグレード3『バスティン・ピアノベシックス レベル3』の間に難易度の差が見受けられたため、グレード3とグレード4の間に新たなグレードとしてグレード4（指定課題曲8曲<sup>(4)</sup>）を設け、5段階グレードに改善した。平成13年度は、前年度、平成12年度のグレード4とグレード5の間にさらにもう1段階グレード（指定課題曲8曲<sup>(5)</sup>）を差し込み、6段階とした。これらの対応は、年度毎に学生の力量が異なるため、その力量に応じた上達の度合いを鑑みてのことである。1999年より既に3年が経過しようとしているが、3年前の学生の状態と現在を比較して、ピアノ演奏技量がめきめきと向上したかといえ、決してそうではない現状にある。そこで新たな試みとして、平成13年度の教材に連弾曲<sup>(6)</sup>を導入した。連弾導入の主なねらいは、ピアノ実技の到達目標である「現場に通用する『子どもの歌』の弾き歌いができる」ための力量養成に、いくらかの効果を期待してのことである。連弾は独奏と異なり、自分勝手に音楽を止めることができないという特徴があり、これは、『子どもの歌』を現場で演奏する際の最も基本的な事項でもある。独奏の場合は練習時に上手く弾けない箇所に出くわすとかく止まりがちになってしまい、これが癖になると時間どおりに演奏することが困難になりやすい。保育者は子どもの歌を決して止めてはならない。このことは保育者のみならず、音楽する上での大前提でもある。連弾曲に取り組むことによって、止まらないで演奏することに注意を払う練習を心がけさせたいと考えた。またこれに並ぶ効果として、独奏曲よりも音の幅が広いため、より音楽的な曲を楽しめるという連弾曲の特色も相俟って、一人では練習に取り組みにくい、二人なら主体的な練習を期待できるであろうことが挙げられる。以上がこれまでの教材研究の経緯である。

上記のように、学生のレベルを考慮しながら教材の検討を試みてはいるものの、現場に

通用し得る鍵盤楽器演奏力を身に付けさせる段階にはなかなか至らない。授業に様々な工夫を凝らしても、指導者が期待するほどの結果に結びつかない。これを入試に実技試験を課さない所以であろうと一言で片付けるわけにはいかないが、短大入学に至るまでの音楽経験の有無が、その後の上達度に大きく関係していることは凡そ予想がつく。本稿では、短大入学前のピアノなど鍵盤楽器学習経験の有無やその年数、および時期が、入学後の進度や基礎理解度と関連があるのか、また学習の過程でどこに躓きがあり、何に原因があるのかを明らかにすることによって、今後の教材や指導法について、方向性を見出すことを目的とする。

## II 方 法

### (1) 調査時期

2001年12月中旬

### (2) 調査対象

平成13年度後期開講「器楽II」受講の1年生37名

### (3) 調査方法

質問紙法による。

授業中に配付し集団で実施、その場で回収した。当日欠席者については、後日配付し回収した。

### (4) 調査内容

以下に示す23項目について調査を行なった。

1. 入学時点における鍵盤楽器学習経験の有無
2. 鍵盤楽器学習経験年数
3. 鍵盤楽器学習の時期  
就学前～高校3年までを9期に分け、該当する時期全てに回答する。
4. 進捗状況  
調査日現在のグレードを答える。
5. 使用テキストに対する難易度
6. 使用テキストに対する読譜力
7. 譜表別読譜力（階名を振る）  
高音部譜表、低音部譜表のいずれかに階名を振る、振らないを答える。
8. 初見力  
新しい楽譜を見る場合、次の項目に注目するかを答える。（譜表、拍子記号、調号、テンポ、リズム、鍵盤上での音高、運指番号）
9. 基礎理解力（拍子記号）
10. 基礎理解力（拍子）
11. 基礎理解力（調号）
12. 基礎理解力（調子）
13. 運指番号定着度
14. ML授業内容難易度
15. ML授業進捗

16. 鍵盤上におけるハ・ヘ・ト長調主要三和音理解度

17. ハ・ヘ・ト長調の簡易和音伴奏付け力量

18. スケール・カデンツ理解度

ハ・ヘ・ト長調2オクターブスケールおよびカデンツの実技試験を経た後の理解について答える。

19. 連弾に対する評価

20. 連弾の楽しさ(複数回答)

21. 連弾の難しさ(複数回答)

22. 連弾に取り組む積極性

23. 授業における連弾希望度

### III 結果および考察

有効回答数は35であった。その内訳は男子9人(25,7%)、女子26人(74,3%)であり、男女比は約1:4であった。

調査内容に示す項目1.~4.を集計すると以下ようになった。

表1 入学時における学習経験の有無

|    | 経験あり(人)    | 経験なし(人)   |
|----|------------|-----------|
| 男子 | 3          | 6         |
| 女子 | 23         | 3         |
| 計  | 26 [74,3%] | 9 [25,7%] |

表2 学習経験年数

| 経験年数   | 男子(人) | 女子(人) | 計(人)      |
|--------|-------|-------|-----------|
| 1年未満   | 3     | 6     | 9 [34,6%] |
| 1年~2年  | 0     | 6     | 6 [23,1%] |
| 3年~5年  | 0     | 3     | 3 [11,5%] |
| 6年~10年 | 0     | 7     | 7 [26,9%] |
| 11年以上  | 0     | 1     | 1 [3,9%]  |
| 計(人)   | 3     | 23    | 26        |

表3 経験年数別による進捗状況

|       | なし・1年未満<br>人( )は男子 | 1~2年      | 3~5年     | 6~10年     | 11年以上    | 計          |
|-------|--------------------|-----------|----------|-----------|----------|------------|
| グレード2 | 16 (9)             | 2         | 1        | 1         | 0        | 20 [57,1%] |
| グレード3 | 2                  | 4         | 2        | 4         | 0        | 12 [34,3%] |
| グレード4 | 0                  | 0         | 0        | 0         | 1        | 1 [2,9%]   |
| グレード5 | 0                  | 0         | 0        | 0         | 0        | 0          |
| グレード6 | 0                  | 0         | 0        | 2         | 0        | 2 [5,7%]   |
| 計     | 18 (9) [51,4%]     | 6 [17,1%] | 3 [8,6%] | 7 [20,0%] | 1 [2,9%] | 35 [100%]  |

表1、2より、入学時に学習経験のある者は26人[74,3%]、ない者は9人[25,7%]であり、経験年数が1年未満を併せると18人[51,4%]が、ほぼ未経験者であるといえる。さらに経験年数と進捗(グレード)との関わりについて、まとめたものが表3である。

表 4 進度別による経験年数および学習時期

## 【グレード2】

| 経験年数  | 学習時期 ( )は人数         |
|-------|---------------------|
| な し   | (9 男子(6))           |
| 1 年未満 | 小学校1～3年(1)          |
|       | 高校1年(1)             |
|       | 高校3年(5 男子(3))       |
| 1～2年  | 小学校4～6年(2)          |
| 3～5年  | 小学校4～6年(1)          |
| 6～10年 | 就学前～小学校3年、中学1,2年(1) |

## 【グレード3】

| 経験年数  | 学習時期 ( )は人数     |
|-------|-----------------|
| 1 年未満 | 小学校4～6年(1)      |
| 1～2年  | 就学前(2)          |
|       | 小学校4～6年(1)      |
|       | 高校2年(1)         |
| 3～5年  | 高校3年(1)         |
|       | 就学前～小学校4～6年(1)  |
| 6～10年 | 小学校1～6年、高校3年(1) |
|       | 就学前～小学校6年(2)    |
|       | 小学校1～6年(1)      |
|       | 小学校1～高校1年(1)    |

## 【グレード4】

| 経験年数  | 学習時期 ( )は人数 |
|-------|-------------|
| 11年以上 | 就学前～中学3年(1) |

## 【グレード6】

| 経験年数  | 学 習 時 期 ( ) は 人 数             |
|-------|-------------------------------|
| 6～10年 | 就学前～小学校6年、中学校2,3年、高校3年(1)     |
|       | 就学前～小学校3年、中学校1,2年、高校1,2,3年(1) |

ここで、グレードについて述べておきたい。平成13年度現在、学生のレベルに応じた6段階のグレードを設定していることは先に述べた通りであるが、「保育現場で通用し得るか」との観点でグレードをみた場合、グレード4以上ならば現場実践に対応できるレベルであろうと考えられる。グレード3までの教材バスティンは、そのタイトルに「ピアノベシックス」とあるように、ピアノを初めて学習する者に対しての初歩的教材という位置付けがなされているからである。「子どもの歌の弾き歌いができる」ためには、基礎力のみならず応用力が要求される。応用がある程度利くレベルは、バスティンより上級レベルである。したがって、グレード2、3は初級、グレード4以上は、中級以上の力量を持つと判断できる。

表3によると、初級グレード2、3が32人であり、全体の91,4%を占めており、中級以上は僅かに3人[8,6%]しかいない。グレード2、3の経験年数は、「なし・1年未満」が最も多く18名であり、全体の51,4%である。しかも男子は9名全員がグレード2に属しており、経験年数が「なし・1年未満」とほぼ未経験者であった。また、経験年数が長ければ当然進度も進んでいると受け止めるのが通常であるが、意外にも、経験年数が3年以上もありながら、初級に位置しているものが8人とかなり多い。

調査項目を検討する際に、単純に経験年数の長さのみで進度を量れないのではないかと、むしろ経験の時期が関係するのではないだろうかと思察した。例えば、就学前～小学校低学年のような幼少期に長期に渡って学習したとしても、幼いがゆえに音楽に対する理解力が伴わず上達しないのではないかと考えられる。そこで、学習時期を問う項目を設けた。

表4によると、初級グレード2、3は、学習時期が就学前から小学校までの場合、若しくは高校になってからの場合が圧倒的に多いことが分かる。これに対し、中級以上のグレード4、6は、就学前から中学、高校と継続して学習している。

使用テキストに対する評価を含む音楽基礎理解に関する調査項目5.～13.について、進度別にまとめると以下の通りとなった。

表5 使用テキストに対する難易度

|        | グレード2<br>人()は男子 | 3 | 4 | 6 |
|--------|-----------------|---|---|---|
| とても簡単  | 0               | 0 | 0 | 0 |
| やや簡単   | 1               | 1 | 1 | 1 |
| 普通     | 6(2)            | 9 | 0 | 0 |
| やや難しい  | 10(5)           | 2 | 0 | 0 |
| とても難しい | 3(2)            | 0 | 0 | 1 |

表6 使用テキストに対する読譜力

|        | グレード2<br>人()は男子 | 3  | 4 | 6 |
|--------|-----------------|----|---|---|
| とても簡単  | 1               | 0  | 1 | 0 |
| やや簡単   | 1(1)            | 0  | 0 | 1 |
| 普通     | 10(4)           | 10 | 0 | 1 |
| やや難しい  | 5(2)            | 1  | 0 | 0 |
| とても難しい | 3(2)            | 0  | 0 | 0 |

表7 譜表別読譜力(階名を振る)

|         | グレード2<br>人()は男子 | 3  | 4 | 6 |
|---------|-----------------|----|---|---|
| 高音部譜表   | 2(1)            | 0  | 0 | 0 |
| 低音部譜表   | 2               | 1  | 0 | 0 |
| 高・低音部譜表 | 9(5)            | 1  | 0 | 0 |
| 全く振らない  | 7(3)            | 10 | 1 | 2 |

表5より、テキストを難しいと感じているのは、グレード2であることが分かる。グレード2の20人中13人が「やや難しい」或いは「とても難しい」と回答している。表6の読譜について、「普通」が最も多く、全体の35人中21人[60%]である。これに対し、表7によると、譜表の音に階名を振るかの問いに、グレード2が20人中13人が

階名を振るととりわけ多く答えている。階名を振らなくても音が読めることが読譜の基本である。実際は譜が読めていないにもかかわらず、楽譜が普通に読めると自己評価している者が多いことが分かった。

指導者は、学生が音楽の基礎をどの程度理解しているのか、またどこが理解できていないのかははっきりと認識しておく必要がある。そこで彼らの基礎力を量るための質問を設けた。音楽基礎力の有無を見分けるには、新しい楽譜を見た時、どのように譜を読んでいくかの手順(初見能力)を調べるのが、最も判断しやすい。通常譜を追っていく目線の順(譜表・拍子記号・調号・テンポ・リズム・鍵盤上の音高・運指番号)に沿って注目するかどうかを問うた。また、初見を行なう上で欠かせない音楽の要素に拍子と調子があり、それらは音楽の骨子である。楽譜上においても最も重要とされるため、拍子、調子理解に関する質問も併せて行なった。回答は全て、「はい」「いいえ」のいずれかで答える。回答を集計すると表8、表9となった。初級グレード2、3に、「いいえ」が多く見られ、中級以上グレード4、6と明らかに異なる。表8よりグレード2と3を比較すると、グレード2の方に「いいえ」がかなり多く見られた。このため、両者間にどのような意識の差が見られるのか、また表9のグレード2、3の拍子・調子に対する基礎理解がどのようなものであるのかを明らかにするために、さらにグラフ化を行なった。下に示すグラフは、表8、表9を百分率で表したものである。

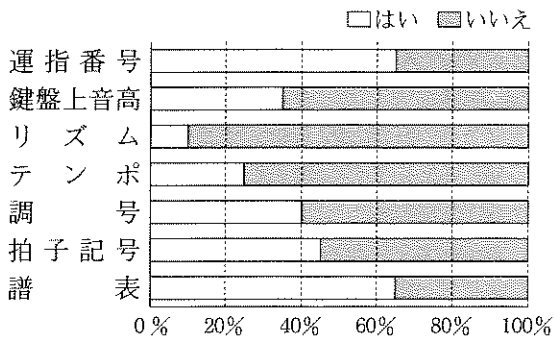
表8 初見力

|       | グレード2<br>( )は男子 |       | 3  |     | 4  |     | 6  |     |
|-------|-----------------|-------|----|-----|----|-----|----|-----|
|       | はい              | いいえ   | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| 譜表    | 13(6)           | 7(3)  | 9  | 3   | 1  | 0   | 2  | 0   |
| 拍子記号  | 9(4)            | 11(5) | 9  | 3   | 1  | 0   | 2  | 0   |
| 調号    | 8(5)            | 12(4) | 10 | 2   | 1  | 0   | 2  | 0   |
| テンポ   | 5(3)            | 15(6) | 4  | 8   | 1  | 0   | 2  | 0   |
| リズム   | 2(1)            | 18(8) | 4  | 8   | 1  | 0   | 2  | 0   |
| 鍵盤上音高 | 7(2)            | 13(7) | 10 | 2   | 1  | 0   | 2  | 0   |
| 運指番号  | 13(6)           | 7(3)  | 9  | 3   | 1  | 0   | 2  | 0   |

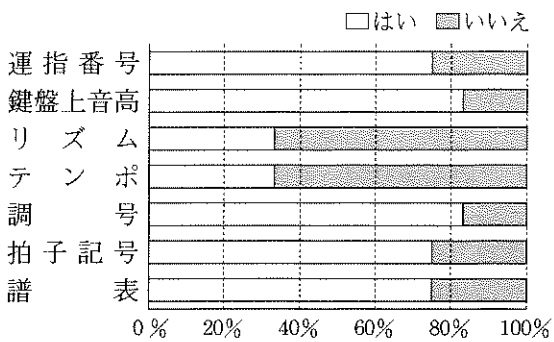
表9 基礎理解力(拍子・調子)

|        | グレード2<br>( )は男子 |       | 3  |     | 4  |     | 6  |     |
|--------|-----------------|-------|----|-----|----|-----|----|-----|
|        | はい              | いいえ   | はい | いいえ | はい | いいえ | はい | いいえ |
| 拍子記号理解 | 10(6)           | 10(3) | 10 | 2   | 1  | 0   | 2  | 0   |
| 拍子理解   | 12(6)           | 8(3)  | 5  | 7   | 1  | 0   | 2  | 0   |
| 調号理解   | 7(3)            | 13(6) | 8  | 4   | 1  | 0   | 2  | 0   |
| 調子理解   | 2(1)            | 18(8) | 1  | 11  | 0  | 1   | 2  | 0   |

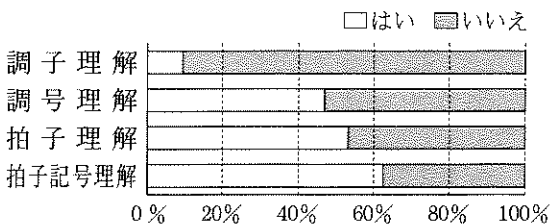
初見力 グレード2



初見力 グレード3



基礎理解力(拍子・調子) グレード2, 3



初見力に関して；グレード2では譜表、運指番号に対して60%を越える者が注目すると答えているが、残りの項目（拍子記号、調号、テンポ、リズム、鍵盤上音高）に対しては「いいえ」の方が多い。グレード3では、テンポ、リズムに関してのみ60%以上が「いいえ」と答え、残りの項目は全て80%前後が「はい」の回答であった。グレード2は初見項目に対し、グレード3より注意を払っていないことが分かった。グレード2と3に共通している項目は、テンポとリズムである。グレード2と3を合わせると70～80%が注目しないと回答している。

基礎理解力（拍子・調子）に関して；「いいえ」の数が最も顕著なのは、調子である。グラフによると、グレード2、3ともにほとんど理解がなされていないことが分かる。その数は90%以上にも及んでいる。調子と比べると拍子の方が理解度は高いものの拍子理解・調号理解とも50%前後であった。拍子・調子という音楽の素に関する理解であるため、80%以上が「はい」と回答するなら凡そ理解していると捉えることができるが、最も理解度の高い拍子記号理解ですら60%余りとなっていることから、拍子・調子と

表10 運指番号定着度

|        | グレート2<br>人( )は男子 | 3  | 4 | 6 | 計         |
|--------|------------------|----|---|---|-----------|
| 必ず守る   | 2(2)             | 0  | 0 | 0 | 2[5.7%]   |
| だいたい守る | 11(5)            | 11 | 1 | 1 | 24[68.6%] |
| 少し守る   | 5(1)             | 1  | 0 | 1 | 7[20.0%]  |
| 全く守らない | 2(1)             | 0  | 0 | 0 | 2[5.7%]   |

術に運指方法がある。ピアノ曲の場合、運指番号が必ず表示されており、運指番号を正確に守ることによってスムーズに演奏できる。特に初心者の場合、楽譜上の音符と運指番号を関連づけて読譜できない状況を度々見かけるため、運指番号がどの程度定着しているのかを調べた。定着していない方が多いだろうと予想していたが、意外にも35人中26人[74.3%]が「必ず、だいたい守る」と回答した。しかし、9人[25.7%]が定着していない状況にある。

理論・キーボードハーモニーを中心とするML授業(クラス授業)に関する調査項目14.~18.を集計すると以下ようになった。

表11 ML授業内容難易度

|        | グレート2<br>人( )は男子 | 3 | 4 | 6 | 計     |
|--------|------------------|---|---|---|-------|
| 簡単すぎる  | 0                | 0 | 0 | 1 | 1     |
| やや簡単   | 0                | 1 | 0 | 0 | 1     |
| ちょうど良い | 3(3)             | 4 | 1 | 1 | 9(3)  |
| やや難しい  | 8(2)             | 6 | 0 | 0 | 14(2) |
| 難しすぎる  | 9(4)             | 1 | 0 | 0 | 10(4) |

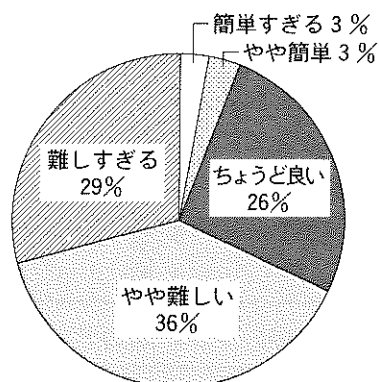
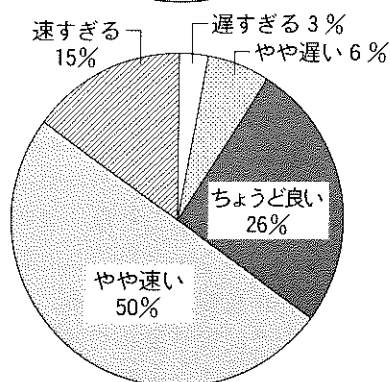


表12 ML授業進度

|        | グレート2<br>人( )は男子 | 3 | 4 | 6 | 計     |
|--------|------------------|---|---|---|-------|
| 遅すぎる   | 0                | 0 | 0 | 1 | 1     |
| やや遅い   | 1(1)             | 1 | 0 | 0 | 2(1)  |
| ちょうど良い | 2(2)             | 5 | 1 | 1 | 9(2)  |
| やや速い   | 13(4)            | 5 | 0 | 0 | 18(4) |
| 速すぎる   | 4(2)             | 1 | 0 | 0 | 5(2)  |



ML授業に対する評価の集計結果は、筆者の思惑に反するものであった。表およびグラフによると、授業の難易度に関して約70%が「難しい」と自己評価しており、「ちょうど良い」が26%、「簡単」との評価は6%であった。また、授業進度についても、65%が「速い」と評価し、「ちょうど良い」が26%、「やや遅い」6%、「遅すぎる」が3%であった。授業難易度、進度ともに似通った結果であった。双方とも「ちょうど良い」との

回答が60%以上を期待していたが、26%に留まった。授業内容は「子どもの歌」に主要三和音を用いた簡易伴奏を自力で付けることができるようになることをねらって、初歩の学生の理解力に噛み合うように配慮しつつ進めている。しかし、学生個々の理解力に見合っていない現状が明らかになった。また、授業形態が一斉授業であるため、基礎力を持った学生にとっては、分かりきったことに時間をかける学習を強いることとなり退屈な授業と化してしまうおそれを懸念していたが、それに該当する学生は僅か一人であった。しかし、たった一人とはいえ授業に満足していない者がいる以上、授業の進め方を検討する必要がある。

表13 鍵盤上におけるハ・ヘ・ト長調主要三和音理解度

|     | グレート2<br>人()は男子 | 3 | 4 | 6 | 計             |
|-----|-----------------|---|---|---|---------------|
| は い | 4 (3)           | 5 | 0 | 1 | 10 (3)[28.6%] |
| いいえ | 16 (6)          | 7 | 1 | 1 | 25 (6)[71.4%] |

表14 ハ・ヘ・ト長調簡易伴奏付け力量

|            | グレート2<br>人()は男子 | 3 | 4 | 6 | 計             |
|------------|-----------------|---|---|---|---------------|
| 簡単にできる     | 0               | 0 | 0 | 1 | 1 [2.9%]      |
| 音を探りながらできる | 0               | 4 | 1 | 0 | 5 [14.3%]     |
| 教われればできる   | 10 (5)          | 8 | 0 | 1 | 19 (5)[54.3%] |
| 教わっても難しい   | 6 (1)           | 0 | 0 | 0 | 6 (1)[17.1%]  |
| 全くできない     | 4 (3)           | 0 | 0 | 0 | 4 (3)[11.4%]  |

表15 スケール・カデンツ理解度

|     | グレート2<br>人()は男子 | 3  | 4 | 6 | 計             |
|-----|-----------------|----|---|---|---------------|
| は い | 14 (6)          | 11 | 1 | 2 | 28 (6)[80.0%] |
| いいえ | 6 (3)           | 1  | 0 | 0 | 7 (3)[20.0%]  |

が定着し、簡易伴奏が付けられるはずである。にもかかわらず、これらが身につけていない現状から考えられることは、スケール・カデンツを一種の楽曲のように受け止めて弾いたのではないだろうかということである。このことは、いかに鍵盤和声の基礎を獲得することが難しいかを物語っている。

今年度、新たに取り組んだ連弾に対する意識(調査項目19.~23.)をまとめたものが、以下に示す表である。表16「連弾に対する評価」より、「とても楽しい」「やや楽しい」を合わせると65%が楽しいと評価し、「普通」が28.5%、「楽しくない」は5.6%であった。表17、18は連弾の教育的効果について、「連弾の楽しさ」「連弾の難しさ」と調査項目を分け、「そうである」と思う内容を複数回答形式で回答した結果をまとめたものである。表17において最も多かった内容は、「二人で弾くから音が広がる」であり、次いで「一人より二人だから」、「興味の持てる曲だった」が同数であった。連弾は、二人とい

表13~15は、「子どもの歌」の簡易伴奏に対応できるためのキーボードハーモニー力量について集計したものである。表13によると、約70%が主要三和音を理解していない。表14では、「教われればできる」が最も多く、約55%である。教われればできるのは当然であるため、伴奏付け能力がないに等しい。

「教わっても難しい」「全くできない」が約30%もいる。授業内容が全く定着していない現状が明らかになった。表15は、ハ・ヘ・ト長調の理解をねらって、それぞれ2オクターブスケール

およびカデンツの試験を実施した後の理解度についての調査結果である。80%が理解できたと回答しているが、これは表13、14との整合性に欠ける。スケール・カデンツが理解できておれば、当然、主要三和音

およびカデンツの試験を実施した後の理解度についての調査結果である。80%が理解できたと回答しているが、これは表13、14との整合性に欠ける。スケール・カデンツが理解できておれば、当然、主要三和音

表16 連弾に対する評価

|          | グレート2<br>人()は男子 | 3 | 4 | 6 | 計            |
|----------|-----------------|---|---|---|--------------|
| とても楽しい   | 8(4)            | 5 | 1 | 1 | 15(4)[42.9%] |
| やや楽しい    | 6(3)            | 2 | 0 | 0 | 8(3)[22.9%]  |
| 普通       | 5(2)            | 4 | 0 | 1 | 10(2)[28.6%] |
| あまり楽しくない | 1               | 0 | 0 | 0 | 1[2.8%]      |
| 全く楽しくない  | 0               | 1 | 0 | 0 | 1[2.8%]      |

表17 連弾の楽しさ(複数回答)

|              | グレート2<br>人()は男子 | 3 | 4 | 6 | 計     |
|--------------|-----------------|---|---|---|-------|
| 一人より二人だから    | 8(5)            | 3 | 0 | 1 | 12(5) |
| 二人で弾くから音が広がる | 13(6)           | 8 | 1 | 1 | 23(6) |
| 興味の持てる曲だから   | 8(4)            | 0 | 1 | 0 | 9(4)  |
| その他          | 0               | 1 | 0 | 0 | 1     |

表18 連弾の難しさ(複数回答)

|             | グレート2<br>人()は男子 | 3  | 4 | 6 | 計     |
|-------------|-----------------|----|---|---|-------|
| 相手に合わせる     | 8(2)            | 8  | 1 | 1 | 18(2) |
| 互いのテンポを揃える  | 15(6)           | 10 | 0 | 2 | 27(6) |
| 二人で協力し練習する  | 11(6)           | 10 | 1 | 1 | 23(6) |
| 互いのパートを聞きあう | 4(1)            | 6  | 1 | 2 | 13(1) |
| 自分勝手に止まらない  | 10(4)           | 10 | 0 | 1 | 21(4) |
| ソロより練習が必要   | 2(1)            | 3  | 1 | 0 | 6(1)  |
| その他         | 0               | 0  | 0 | 0 | 0     |

表19 連弾に取り組む積極性

|     | グレート2<br>人()は男子 | 3  | 4 | 6 | 計            |
|-----|-----------------|----|---|---|--------------|
| はい  | 15(7)           | 11 | 1 | 2 | 29(7)[82.9%] |
| いいえ | 5(2)            | 1  | 0 | 0 | 6(2)[17.1%]  |

表20 連弾希望度

|         | グレート2<br>人()は男子 | 3 | 4 | 6 | 計            |
|---------|-----------------|---|---|---|--------------|
| はい      | 6(3)            | 5 | 1 | 1 | 13(3)[37.1%] |
| いいえ     | 5(2)            | 4 | 0 | 1 | 10(2)[28.6%] |
| どちらでも良い | 9(4)            | 3 | 0 | 0 | 12(4)[34.3%] |

う最も小規模グループによるアンサンブルであるが、アンサンブルの面白さを体験したからこそその回答であると思える。表18ではアンサンブルゆえに必要とされる練習上の留意点について、項目を挙げた。突出して回答が集まった項目は、「互いのテンポを揃える」「二人で協力し練習する」「自分勝手に止まらない」であった。次いで「相手に合わせる」「互いのパートを聞きあう」である。連弾曲を仕上げるためにかなりの練習量を必要としたであろうと推測し、「ソロより練習が必要」の項目を設けたが、思いの外、少なかった。表19は、連弾に取り組む積極性についての回答をまとめたものである。82.9%が積極的に練習をしたと答えている。表16~19より、はじめに述べた連弾導入の主なねらい『止まらないで演奏する・主体的に練習する』に見合う結果を得ることができた。さらに、今後の教材を検討する上での参考に、授業で連弾を多く取り入れたいかとの質問を行った。その結果が表20である。

「はい」は37.1%、「いいえ」が28.6%、「どちらでも良い」が34.3%であった。連弾のレッスン風景の手ごたえから、学生の多くが連弾を好み、授業での取り組みを希望していると受け止めていたが、回答では希望が意外に少なく、「どちらでも良い」と殆ど同数であった。

#### IV まとめ

問題と目的に掲げた点について、今回の研究を通して明らかになった事項をまとめると以下ようになった。

まず、短大入学前の鍵盤楽器学習経験の有無や年数、および時期が、入学後の進捗や基礎理解度と関連があるかという点について明らかになったことは、以下のとおりである。初級グレード2、3では、経験年数が0から6～10年までと、かなり年数差が見られた。「なし・1年未満」「1～2年」「3～5年」「6～10年」それぞれにグレード2もグレード3も含まれており、様々である。中級以上のグレード4、6では、6～10年あるいは11年以上と経験年数が高い。次に初級グレード2、3と中級以上グレード4、6における経験年数が6～10年と長い者同士を比べると、経験時期に幾分違いが見られた。前者は、就学前～小学校までと比較的若い時期に学習しており、後者は就学前～中学、高校まで継続して学習している傾向があった。また、初級グレード2、3の学習時期も、経験年数と同様に様々であったが、共通していえることは、小学校時期か若しくは高校時期が殆どであり、小、中、高と継続して学習している者はいない。ピアノ演奏に関して初級程度のレベルであるなら、どの時期に学習をしても進捗に差はないが、現場実践に応じられる中級以上のレベルに到達するには、幼年期から青少年期にかけての継続的な学習が望ましいことが判明した。基礎理解に関する調査結果より、初級グレード2が特に基礎理解に欠けた状態にあることが顕著であった。テキストや読譜に対し難しさを感じており、初見時の基本的な確認項目や調子理解など、音楽する上での基本的理解に乏しい。グレード2ばかりでなく、グレード3においても同様に、初見時にリズムやテンポを見忘れる、調子に対する理解力に欠けるなど、基礎理解力があるとはいえない。グレード別に設定している課題曲が弾けることが基礎理解力に繋がっていかない。しかしながら、グレード4、6においては、前述の基礎項目について充分理解している状況であった。ゆえに、幼少期から引き続いている学習経験を持たない初級は基礎理解に乏しく、これに対して、幼少期より継続学習経験を持つ中級以上は基礎理解力があるといえる。

次に、器楽の授業全般を通して明らかになった問題点について述べる。個人あるいはグループレッスンにおける問題点は上記にも述べたように、初見時読譜の際に必要なとされる基礎理解力の低さである。特にグレード2が顕著である。また、キーボードハーモニーを中心とするML授業について、全体を通して特に問題であると思える点は、鍵盤上の和声に対する基本的理解についてである。全体の70～80%を超える者がハ・ヘ・ト長調の主要三和音および簡易伴奏付けを理解していない。理解していない者が大勢であるために、授業内容が難しく、授業進捗が速いとの評価が全体の60～70%を占めている。先に基礎力があると述べたグレード4、6にも、鍵盤上の和声に関する基礎力が身に付いていない者がいる。鍵盤上の和声の基本を理解するには、和声的感觉（和音の響き；旋律に対して和音が合っているかどうか、調性；長調であるか単調であるか、終止感；完全終止であるか半終止であるかなどをある程度分析的に聞き分ける耳）を既に持っていることが必要とされる。和声的感觉は学習を積むうちに自ずと身に付くものである。和声に関する基礎力がない者が特に初級者に多い。言い換えるなら、初級者に和声的感觉を持っていない者が多くいるということであろう。このことは、学習年数が和声的感觉を培える年数に足りていな

いか、若しくは学習時期がその時期ではなかったことに起因していると考えられる。だからといって、入学前に問題ありと言っても始まらない。未経験者や初歩者が殆どである以上、鍵盤上の和声の基礎を含めた音楽基礎力を身に付けさせる方法を検討し、試みる必要がある。

今後は、音楽基礎力育成を課題とし、様々な角度からのアプローチが必要であろう。今年度導入の連弾に関する調査結果より当初のねらいは達成できたが、もう一步踏み込んで連弾を基礎力育成のための教材として検討することも吝かではない。また、ML授業のあり方についても再検討が必要であろう。クラス単位の一斉授業であるために、学生個々の能力に応じた指導が行き渡らない現状がある。現在、指導者は1名であるが、指導者2名によるチームティーチング方式を視野に入れ、一人一人に応じた密度の高い指導を試みる必要に迫られている感が否めない。

## 参考文献

- (1) 小池美知子 上村聖子 藤原久恵 保育者養成校における鍵盤楽器指導に関する研究 今治明德短期大学研究紀要 第23集 1999 p.65—80
- (2) 松原順子 久保清子 越智由紀子 保育者養成におけるピアノ実技教育についての一考察(4)～(7) 松山東雲短期大学研究論集 第27～30巻 1996～2001
- (3) ・バッハインベンション二声 No. 1 No. 13 ・モーツァルト K. 334 ・ベートーベン六つの変奏曲 ・メンデルスゾーン無言歌集より Op. 62, No. 6 春の歌 / Op. 30, No. 6 ベニスのゴンドラの歌 ・湯山昭 お菓子の国より パウムクーヘン / ポップコーン
- (4) ・バッハ メヌエット BWV Anh. 132 / BWV Anh. 116 ・モーツァルト K. 3 アレグロ ・ベートーベン 六つのメヌエットより メヌエット ・シューマン Op. 68—1 メロディー ・チャイコフスキー Op. 39—15 イタリアの歌 ・デロ＝ジョイオ バガテル ・ショスタコーヴィチ Op. 69—5 こどもの音楽帳より 悲しいおはなし
- (5) ・スオミピアノスクール2より ふたりだけのお話 (ヤマハミュージックメディア)  
・カイエ ドゥ ルモワヌより 小さな羊飼ひ / ティクタク (全音楽譜出版社) ・ピアノのひろば1より 夜の雲 (全音楽譜出版社) ・THE BASTIEN PIANO LIBRARY Pop Piano Styles 4 Love Letter (NEIL A. KJOS, JR., PUBLISHER)  
・リヒナー ソナチネ ・大村典子ピアノピースセレクション歳時記Aより 皮の外套を着たおじさん (音楽之友社) ・バスティン先生のお気に入りより デラウェア河を渡るワシントン (東音企画)
- (6) ・ラーニング トゥ プレイより ふたりでたのしく1連弾編 (全音楽譜出版社) ・バイエル併用 こどものピアノ連弾曲集2 アニメ編 (ドレミ楽譜出版社) ・寺島尚彦 ピアノ連弾のための組曲14匹のあさごはんより 前奏曲 / 丸木橋を渡ろう (音楽之友社) ・やさしくたのしいこどものジャズピアノ連弾コンサートより いつか王子様が / エンターティナー (ドレミ楽譜出版社)  
・ピアノ絵本館⑤サンサーンス 動物の謝肉祭より 白鳥 (全音楽譜出版社)

# 愛媛における仏教系幼稚園の創設

—— 今治幼稚園と三島幼稚園はどのようにしてつくられたか ——

野 口 学

## はじめに

愛媛県において、大正末までに設立された幼稚園の数は、17である。その17園の設置状況を、地域別に整理したのが第1表である。瞥見して分かるように、東予地域の3園というのは、他の2つの地域と比較して著しく少ない。しかも、そのひとつの西条幼稚園は、経営の問題もあって、設立の翌年には廃園されており、実質、東予地域には今治幼稚園と三島幼稚園の2園しかなかったというのが実情であった。

しかし、宗教系幼稚園の設立に限ってみると（第2表）、違った様相が浮き彫りになってくる。7園が宗教系統の幼稚園で、その内訳は、キリスト教系5園、仏教系が2園となっていたが、地域別でみると、東予地域は仏教系幼稚園で占められているということである。たしかに東予地域は、その設立数においては劣るものの、愛媛の仏教系幼稚園の先駆となった治幼稚園、三島幼稚園を擁していた点は、注目していい。

ところで、一般に、幼稚園の草創期、その設立にあたって、仏教系はキリスト教系と比べ「努力がみられない」<sup>(1)</sup>といわれるが、この指摘は、愛媛の東予地域にあっては妥当ではない。今治幼稚園、三島幼稚園では、住職を中心に関係者の減私奉公とっていいほどの奮励が、園設立に向けられていたからである。本稿では、今治幼稚園、三島幼稚園に登場を願い、その設立の経緯と関係者の実践躬行の跡を辿っていきたい。

第1表 明治・大正期における愛媛県内幼稚園の地域別設立状況

|     | 東 予                                     | 中 予                                                                                      | 南 予                                                              |
|-----|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 明 治 | 24年 西条幼稚園<br>(明治25年廃止)<br><br>38年 今治幼稚園 | 19年 尋常師範学校附属幼稚園(明治30年3月閉鎖、45年再開)<br>23年 松山幼稚園<br><br>29年 郡中幼稚園<br>(明治37年廃止)<br>30年 常磐幼稚園 | 36年 宇和島幼稚園<br><br>44年 野村幼稚園                                      |
| 大 正 | 10年 三島幼稚園                               | 6年 松山女子夜学校幼稚園科(大正8年廃止?)<br>8年 勝山幼稚園<br><br>13年 親愛幼稚園                                     | 7年 鶴城幼稚園<br>8年 大洲幼稚園<br><br>11年 卯之町幼稚園<br>13年 俵津幼稚園<br>15年 村井幼稚園 |

(『愛媛県教育史 第2巻』・『愛媛県統計書』より作成)

第2表 明治・大正期における愛媛県内宗教系幼稚園の設立状況

|     | 仏 教 系       | キ リ ス ト 系                                                                |
|-----|-------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 明 治 | ・ 今治幼稚園(東予) |                                                                          |
| 大 正 | ・ 三島幼稚園(東予) | ・ 鶴城幼稚園(南予)<br>・ 勝山幼稚園(中予)<br>・ 卯之町幼稚園(南予)<br>・ 親愛幼稚園(中予)<br>・ 村井幼稚園(東予) |

(『愛媛県教育史 第2巻』・『愛媛県統計書』より作成)

## 1 今治幼稚園の設立

### (1) 今治幼稚園の萌芽 —— 仏教青年共話会幼稚部の結成

今治幼稚園を設立したのは、谷本忍雅である。谷本は、1883（明治16）年7月、香川県の木田郡高岡村（当時）に生まれた。その後、古義真言宗連合中学に学び、1904（明治37）年4月、20歳で修業している。その年の7月には、越智郡今治町（当時）にある正福寺（後に、高野山別院と改称）の住職を拜命し、若き仏教者としてその活動を始めた<sup>(2)</sup>。今治幼稚園が設立認可を受けたのは、谷本が住職となった翌年の1905（明治38）年5月であるから、弱冠20歳の青年僧侶が、今治地方で最初の幼稚園の設立に向けて万端準備を進めていたことになる。

今治幼稚園の設立にあたっては、もちろん谷本の存在、そしてかれの粉骨が大きな力になっていたが、一方、現代風にいえば、地域からの教育（保育）要求に応えるという現実対応も、設立に拍車をかけていた。1900（明治33）年頃から、谷本の自坊となる正福寺には、「附近の子供さん達にお行儀の躰やら、お話をきかせたりして遊ばせて居たことから日を逐ふて子供さんが集るやうになり、又親さん方も知るやうになって34年には数十人の子供さんが毎日集るやうになった」<sup>(3)</sup>というから、地域の当寺への教育（保育）期待はかなり高かったのである。

その後、子どもの数が増え、組織的に教育を施そうということになり、仏教青年共話会が結成された<sup>(4)</sup>。この会の下、就学児童は学業の復習を行い、さらに、女子は茶道・華道を、男子は剣道の稽古をしたりもしている。稽古については、その道の専門家を招聘し、児童への指導を委嘱するという配慮までなされていた。一方、就学前の幼児については、保姆を採用して共話会幼稚部を設け、そこで保育を受けさせることにした。

共話会幼稚部は、その名の通り、実質、幼稚園の機能をそなえたものであった。これが、後の今治幼稚園へと発展していくことになる。

### (2) 谷本忍雅住職の奔走

谷本忍雅が正福寺住職になったのは、1904（明治37）年5月である。この時、共話会幼稚部の保育活動は、正式な認可を受けてはいないものの、幼稚園の形態と機能をそなえたものであった。谷本は、就任早々ではあるものの、その判断は早く、機は熟したものと見て、同年12月、幼児の親たちに幼稚園設立を諮っている。紅顔の青年住職の意欲的な提案は、大いに賛同されるところとなり、そのための準備が始まった。

最初に着手したのが、信徒から寺院を幼稚園として使用することの同意を取り付けることであった。信徒の賛意を得るのに難儀をしたかどうかは定かでないが、最終的には信徒総代の青野寸平、青野忠恕の承認を得ることができた。そして、1905（明治38）年2月に、愛媛県へ使用許可願いを出している<sup>(5)</sup>。幼稚園設立賛助者の確保も必要で、このことも並行して行われ、12名の賛助者を得ている<sup>(6)</sup>。さらに、郡長、町長ら行政当局者から設立申請に対する副申を得るべく奔走し、3月9日に、今治町長・石原信文、3月17日に越智郡長・小松吉郎より副申書を頂戴している<sup>(7)</sup>。

こうした下準備を、谷本は本業の傍ら周到に行い、同年（明治38年）3月19日、私立今治幼稚園の設置申請に漕ぎ着けている。幼児の親の賛同を得たのが前年の12月、それから

僅か3ヶ月足らずで、設立申請に至るという迅速さである。青年僧・谷本の幼稚園にかけ熱意が尋常でなかったことが知れよう。

### (3) 園舎の整備

設立申請から2ヶ月半後の1905(明治38)年5月24日、今治幼稚園の設置が正式に認可された。合わせて、寺院使用についても別途認可されることが通知された。ここに、谷本念願の幼稚園が、親の賛同を得てから1年を経ずして設立されることになった。創立開園式は同年10月1日、正福寺本堂において、越智郡長小松崎吉郎、今治町長・石原信文、今治尋常小学校長・矢野定彦、今治高等小学校長・吉田春雄ら、地元の名士を集め盛大に挙行されている(8)。

さて、地域の期待を受けて開園された今治幼稚園、どのような状態から出発したのだろうか。まず、設立当初の園舎をみてみよう(第1図)。

園の中心部である開誘室が2部屋、日光の良くあたる本堂の南東に設けられ、遊戯場をはさんで向かいには保母室と便所があるという造りである。開誘室から便所までは廊下で結ばれ、この廊下はを取り巻く部分も含めて、雨天時には遊戯場として使用されるようになっていた。あと、室外遊戯場が2ヶ所、開誘室の周りの広場にとられている。

広さでみると、開誘室は6坪と4坪で10坪(33㎡)、保母室4坪(13.2㎡)、遊戯場は廊下(18坪)と室外(36坪と30坪)を合わせて84坪

(277.2㎡)であった。遊戯場はかなりの広さを確保できているが、開誘室については、県への届け出定員80名<sup>(9)</sup>に対応するには、手狭であった。その後、園舎の狭隘が問題となってくるが、その対策に園舎の新築移転をおこなっている<sup>(10)</sup>。ちなみに、開誘室という呼称は、現在の保育室のことである。

園舎の内部について、もう少し詳しく「私立今治幼稚園々舎設計要領」<sup>(11)</sup>にみてみよう。下のように記されている。

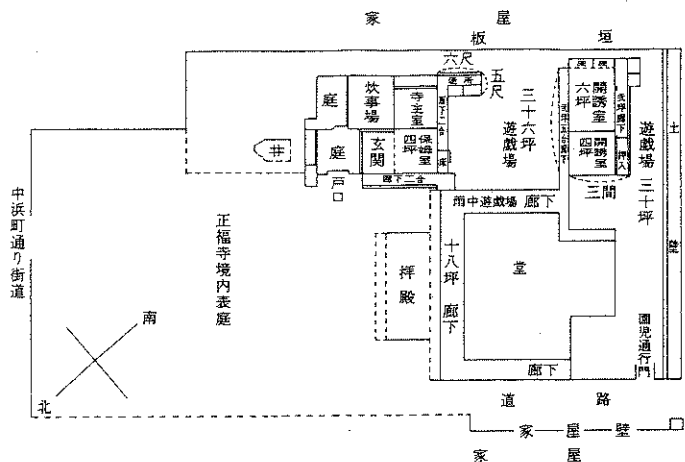
イ、園舎ハ平屋建ニシテ瓦葺

ロ、床面ヨリ天井ニ至ル高サ九尺ニシテ地盤ヨリ床面ニ至ル高サ二尺ナリ

ハ、床板ハ一寸板ニテ全部結合セリ

ニ、窓ハ各開誘室ノ上部ヘ各一ツツ造リ紙張ニテ長サ二尺高一尺幅六分ノモノ合セテ四ヶ所ヘ設ク、  
欄間ハ開誘室ノ内一室ヘ一ヶ所、長サ五尺高サ一尺幅六分ノモノヲ設ク

第1図 設立当初の今治幼稚園々舎平面図



(今治郷土史編さん委員会『今治郷土史 政治経済と教育 資料集 近・現代 I』868頁より転載)

ホ、開誘室出入口ハ紙張戸ニテ引戸トセリ

ヘ、開誘室内ノ壁色ハ灰色トセリ

ト、廊下ハ間内ニシテ一寸板ニテ結合セリ、昇降口ハ二ヶ所ヘ設ケ板張ニセリ

チ、便所ハ天井ナシ、戸ノ上下ハ透シ、右開キトシ、床ノ高サハ二尺トス、戸ノ内柱ヲ設ク、便槽陶磁器ヲ以テシ都合大便所ハ二ヶ所トス、小便所ハ高六寸幅一尺踏石ヲ設ケ便槽ハ壁外ニ置キ切石ヲ以テ溝ヘ注ギ、注壁ハ漆喰土厚サニ寸ヲ以テ塗ル

平屋造り、床面から天井までの高さ、床の高さ、採光（窓、欄間）、開誘室の壁の色、注壁の構造など、けっこう詳しいが、これら園舎設備の条件は「小学校令施行規則」（明治33年8月21日制定）<sup>(12)</sup>に従っている。注意をひくのは、便所の構造である。便所は、幼児の排泄という課題をこなす学習の場ではあるが、時に危険をとまなう。戸の上下に透き間を設けたのは、監視の目を向けるという配慮がそこにはあったようだ。また、その場所が保母室に近いというのも二重に配慮したものであろう。ただ、便所は開誘室から離れた場所にあり、幼児にとってはかなり不便であったと思われる。臭気を避けるために、仕方のないことではあった。

当時の、園舎（寺院）の四囲については、次のような情景がみられたようである<sup>(13)</sup>。

園舎ノ両側ハ土壁ヲ以テ風早町街道ト界シ其街道ノ西側ハ寺院ナリ 園舎ノ東側ハ寺ノ建築物相並ビ遊ニ土壁ヲ以テ中浜町街路ト界セリ 園舎ノ南側ハ従来村上綿練会社ノ工場ナリシモ現今其工場ハ使用セラレ居ラズ 園舎ノ北側ハ人住家ニシテ相並ベリサレド北側ト人住家トノ間ニハ道路アリ

街道にそって歩を進めると、寺院の密集した閑静な寺町に入り、そのうち、ひとつの寺院の土塀のなかから幼児たちの遊び声が聞こえてくる、そういった風景をイメージしてもいいだろう。

#### （４）園の運営と維持

草創期の今治幼稚園の園則（明治38年制定）は、次のようなものであった<sup>(14)</sup>。

第一条 幼児ノ定員ハ八十名トス

第二条 入園ヲ許可スベキ幼児ハ満三歳以上学令未満ノ者ニシテ、身体發育ノ十分ナ者トス

第三条 休業日左ノ如シ 日曜、大祭祝日、夏期休業 自八月一日 至八月三十一日 冬期休業 自十二月二十六日 至一月七日 氏神祭典

第四条 幼児ノ入園ハ予メ期ヲ定メズ欠員アル毎ニ之ヲ許可ス

第五条 幼児ヲ入園セシメントスル者ハ左ノ書式ニヨリ願書ヲ差出スベシ （略）

第六条 幼児又ハ父母後見人ガ住所ニ異動ヲ生シタル時ハ父母後見人ヨリ園長ニ届出 ツベシ

第七条 幼児事故アリテ一週間以上欠席スルトキハ父母後見人ヨリ其事故ヲ届出ツベシ

但シ無届欠席スルコト一ヶ月以上ニ渉ル者ハ除名スルコトアルベシ

第八条 幼児ヲ退園セシメントスル時ハ父母後見人ヨリ事由ヲ具シ、園長ニ届出テ許可ヲ受クベシ

第九条 幼児入園中ハ其ノ父母又ハ後見人ハ保育料ヲ納ムベシ

第十条 保育料ハ一ヶ月二十五銭トス

第十一条 幼稚園ノ休業全月ニ及ブ時ハ其月ノ保育料ヲ徴収セス

第十二条 幼稚園ニ於テ幼児ノ出席ヲ停止シ又ハ其他ノ止ムナキ事故ノ為ニ欠席スル事全月ニ及ブ時ハ其月ノ保育料ヲ免除ス

第十三条 六ヶ月以上保育ヲ受ケタル者ニハ退園ノ際左ノ書式ノ保育證書ヲ授与ス

入園定員は、80名である。では実際、どの位の幼児が在籍していたのだろうか。第3表<sup>(15)</sup>は、明治期の今治幼稚園に在籍していた幼児の数である。開園初年度から定員を充足し、途中若干の減少はあったものの、その後、入園児の増加がみられる。順調な園児の確保がなされており、保育の需要がけっこうあったことが知れる。

ただ、需要があるといっても、明治期、全国的にそうであったように、幼児教育に理解を示す層は限られており、当園の場合だと檀家の子弟によって多くが占められていたのではないかと思われる。また、当時を「着物に草履、頭にはりぼん、小さなお弁当箱を持って通った」と回顧する卒園者（明治38年生）<sup>(16)</sup>がいるように、生活に余裕のある家庭の子弟も多かったようである。

親にとって気になるのは保育料であるが、これは月額25銭になっている。この額が、どの程度の負担であったかは、現代の感覚で推し量ることは難しいが、当時（明治38

年前後）の物品の値段と比較するとよくわかる。例えば、サイダー1本（340～350ミリリットル）10銭、天どん（並1ぱい）10銭、味噌（1キロ）10銭<sup>(17)</sup>だったというから、25銭の価値は自ずとわかる。けっして高額ではない。他の幼稚園の保育料と比べても、このことは言える。ちょっと遠い場所との比較であるが、東京市内（当時）の幼稚園では、大部分が50銭から1円50銭の保育料をとっていたというから<sup>(18)</sup>、今治幼稚園の25銭というのはかなり低額なのである。もともと、今治幼稚園は、経営主義ではなく仏法に従う社会奉仕を理念に出発したのであり、当然、親に負担をかけまいとする谷本園長の深慮がそこにはあったのであろう。

もう少し園の運営を、その経費収支にみてみよう。園の収入は、主として保育料（11ヶ月）からで、あと維持金（100円）の利子と有志からの寄付金である。設立年度には、収入が240円ほど見込まれ、その支出の内訳は、職員3名の給料（1ヶ年）180円、そして雑費60円であった<sup>(19)</sup>。その後、園児数の累増もあって、保育料収入も増えるが、支出の方も同様に増している。それを明治期にかぎって見たのが、第4表<sup>(20)</sup>である。

そこには、年をおって、設備・備品への投資が増え、保育環境の整備・充実が図られていったプロセスを伺うことができる。当然、保育料以外から収入源を求めなくてはならず、そこには谷本園長の獅子奮迅の努力があったはずである。

第4表 明治期における今治保育園の保育料と経費の総額の推移

| 年 度   | 在籍園児数 | 保育料総額 | 経 費 総 額 |
|-------|-------|-------|---------|
| 明治42年 | 77    | 209円  | 408円    |
| 明治43年 | —     | —     | —       |
| 明治44年 | 106   | 308円  | 677円    |
| 明治45年 | 118   | 350円  | 788円    |

（明治43年度については不明）

## 2 三島幼稚園の設立

### （1）好井智源住職の幼稚園への着眼

1921（大正10）年9月、三島幼稚園が設立された。その設立に際しては、今治幼稚園と同様に、ひとりの住職の碎身があった。住職の名は好井智源。かれは、読書を好み、また

第3表 明治期における今治幼稚園の在籍幼児数

| 年 度    | 男  | 女  | 計   |
|--------|----|----|-----|
| 明治38年度 | 27 | 53 | 80  |
| 明治39年度 | 32 | 53 | 85  |
| 明治40年度 | 32 | 48 | 80  |
| 明治41年度 | 30 | 42 | 72  |
| 明治42年度 | 41 | 36 | 77  |
| 明治43年度 | —  | —  | —   |
| 明治44年度 | 46 | 60 | 106 |
| 明治45年度 | 64 | 54 | 118 |

（明治43年度については不明）

書も好むという、かなりの教養人であった。それだけに、当時の三島の町の文化的状況については、けっこう厳しい眼を向け、また愁えるという気分を常にいただいていたようである。好井は、このことについて次のような回顧を残している<sup>(21)</sup>。

顧みれば大正七、八年ごろの三島市はお隣の川之江、新居浜、西条市に比べ、文化のレベルは遙かに低く、町民の気風は進取の気象に富む反面、功利主義的傾向の強い町でした。その頃、信仰結社『福田海』の創立者で、全国到る処の無縁墓地の復興を図り専らその供養を奨励し陰徳の思想を普及、文化の興隆に尽粋していた岡山県吉備の中山通幽先生が当町有志に招かれて留錫すること数ヶ月。町の風潮をみた先生は「物価は徒らに高く住み心地のよくない土地柄である」と嘆かれたほどでした。当時町の素封家で徳望の高い人物として知られていた住始平、合田仁三郎、前谷勝次、村上音右衛門、井川儀三郎、今村又太郎、仁野勝造、前谷豊蔵、石崎九真氏らを糾合、陰徳の気風高揚のための運動が展開されました。これを機会に住民ら町有志は仏教研究会や坐禅修道場を開き、参禅を提唱すると同時に、東西から名士、名僧を招いて講演や講習会を開くなど三島町の文化的復興に一層の拍車をかけたのでした。しかし、こうした有志の努力にも拘わらず遺憾ながら当町土着の人の集まりは極めて少なく、思うように実効はあがらぬ始末でした。

大人への啓蒙の限界を痛感した好井であるが<sup>(22)</sup>、かれはここで発想を改め、次第に幼児教育（幼稚園）に傾斜し、そこに活路を見いだすようになっている。かれの回顧は次のように続く。

こうした現状をみたとき、これは幼少のころの宗教的情操涵養が家庭その他にも皆無で仏種のたねまきが出来ていないところに根ざしているからだと悟り、……幼児の情操教育機関としての幼稚園の必要性を痛感するとともに創立の決意を固めるに到つたのであります。

文化の苗床としての幼稚園の設立を決意した好井は、1921（大正10）年3月、そのための準備を開始している。園舎には、好井が住職をしている興願寺を流用するという一方で、当然檀家からの反対が予想されていた。実際、強力な反対があったようで<sup>(23)</sup>、好井は、ともかく幼児教育の重要性について理解を得なければと、3月18日に「設立趣意書」<sup>(24)</sup>を書きあげている。以下はその全文である。

幼稚園ハ幼児教育ノ機関ニシテ即チ学齡ニ達セザル幼児ヲ収容自然ノ發育ヲ助ケ、特ニ徳性ヲ涵養コハナリ、抑モ広義ニ於ケル教育ハ之ヲ家庭・学校・宗教・社会ノ四種ニ分類シ得フルベク、就中家庭教育ナルモノハ其最モ極初步ニシテ所謂三ツ子魂百迄ト云ヘルガ如ク幼児時代ニ於ケル印象感覺ハ善惡邪正ノ別ナク深く脳裡ニ侵潤シテ漸ク其性ヲ為スルモノアルハ誰人モ存知スル所ナリ、又幼児時代ハ恰モ積木ノ如ク其誘致ノ云何ト四囲ノ境遇トニ因リ殆ンド其性ヲ人為的ニ左右セラルルモノノ如ク実ニ保育ノ業タル一小事ナルガ如クニシテ其影響スル所大ナルモノアリ殊ニ現今社会ノ状態ハ日ニ複雑ヲ極メ動モスレバ家庭ノ教養ヲ怠リ或ハ日々營々生計難ヲ訴フルガ如キニ至リテハ愛子モ却テ煩累トナルノミナラズ放任ノ結果不知不識悪習慣ニ感染シ遂ニ不良ノ徒トナルモノ不鮮故ヲ以テ適当ノ機関ヲ設ケ善良ナル保育法ヲ講ジ完全ナル幼児ノ発達ヲ期スルハ實ニ一家庭一幼児ノ得益スルノミナラズ国家社会ノ幸福ヲ招致スル蓋シ大ナルモノアリ是レ即チ現今幼稚園ノ各地ニ設ケラルル所以ニシテ本園設置ノ旨趣亦コノ外ニナシ且ツ夫宗教信仰ノ高尚ナル情操ハ此ノ天真爛タル幼児時代ヨリ薰陶スルノ最善ニシテ又至要ナルハ言フ俟ザル所ナリ吾人茲ニ感アリ如上ノ所信ヲ以テ幼稚園ナルモノヲ起シ聊カ国家ニ貢献セント欲ス然リト雖此ノ事業タルヤ難中ノ難ニシテ不学短オノ不肯之レガ成功ヲ望ムハ本ニ揆テ魚ヲ求ムルガ如クナルガ故ニ博愛ナル有志諸氏ノ後援ヲ仰ギ之レガ成功ヲ期セントス。願クハ諸氏ニ於テ前陳ノ趣旨御賛成ノ上一層ノ御援助アランコトヲ伏テ乞フ、大正拾年三月十八日

創立者 興願寺住職  
好井智源

檀家の反対、また当時の三島の町の功利主義の風潮にあって、一般に知られていない幼稚園がどの程度の理解と関心を得ることができるのか、好井には一抹の不安があったに違いない。それだけに、趣意書は、幼稚園の設立がもたらす効果について家庭教育の面からだけではなく、広く社会・国家のあり方ともとからめて縷述し、駁論の隙間をみせない見事なものになっている。

もちろん、幼稚園の設立は、好井の主観的熱情だけで具体化できるものではなく、かれはこうした地域への説得に並行して、設立の経済的支援の道も着々と確保しており、地元の素封家、前谷勝次、村上音右衛門、井川儀三郎、今村又太郎、仁野勝造らの援助を取りつけている(25)。

## (2) 園舎の整備

1921(大正10)年、まだ残暑の酷しい9月1日、好井住職囑望の三島幼稚園が興願寺を園舎に、開園の運びとなった。園舎の配置は、保育室を本堂と庫裏の間にある客殿にあって、遊園(園庭)は寺庭を流用する、というものであった。

保育室については、客殿のためかなりの広さがあり、70坪(221㎡)も確保できていた。この時期の幼稚園の設備規定(小学校令施行規則)によると、「保育室ノ大ハ幼児五人ニ付一坪ヨリ小ナルコトヲ得ス」(第208条)とあるから、幼児5人につき1坪(3.3㎡)の広さでよく、70坪だと計算上は350人収容可能ということになる。当時、在籍していた幼児の数が70人位だから、規定の5倍もの広さを、幼児達は享受していたことになる。保育室に備えられた設備は、足の短い机、滑り台1個、ベビーオルガン、おもちゃが少々といった状況で、十分とはいえなかったというが(26)、幼稚園としての体裁は整っていた。

園庭の方も、この時期(大正時代)屋外での運動的遊びが重視されるようになったこともあり、ぶらんこ、木製のすべり台、シーソーなどの最新の運動遊具が設けられ(27)、充実の環境になっている。シーソーについては、わざわざ、固定式のものと固定しない舟形のもの2種類を設置しており、好井住職(園長)の幼児によせる細やかな配慮が伺われる。

これら園舎の管理については、特に保育室(客殿)などは床が畳敷であったこともあり、けっこう難儀したようで、室内は傷だらけであったという(28)。しかし、寺院を園舎にする限り、このことは予想されていたはずで、闊達な好井園長にとっては些事と映っていた。あと、保育室(客殿)が、大きな葬式がある時には式場となり、保育活動が中断されるという不便はあったらしい。

## (3) 保姆の確保

園の開園は9月1日(大正10年)であるが、それまでに、保姆の確保という課題があった。好井園長は、この点についても周到に事を進めていた。まず、妻栄子を、小学校教員の経験もあることから、保姆にし、あと、高松市から秋山テイ、宮崎ミサオの2人の若き気鋭の保姆を迎えている(29)。秋山、宮崎両人は香川師範学校の出身で、保姆としてその学歴は十分であった。

ところで、この時期、幼稚園保姆の資格については、小学校令施行規則(明治33年制定)に、「保姆ハ女子ニシテ尋常小学校本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府

県知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ」(第204条)と規定されている。この規定以外の保姆は、無資格者ということになる。ちなみに、大正14年刊行の「全国幼稚園ニ関スル調査」(30)によると、全国の私立幼稚園の保姆の資格と学歴構成は第5表のとおりであった。

第5表 全国私立幼稚園の保姆資格と学歴構成

| 有 資 格 者  |          |     |      | 無 資 格 者  |         |           |       |     | 合 計   |
|----------|----------|-----|------|----------|---------|-----------|-------|-----|-------|
| 小学校本科正教員 | 尋常小学校正教員 | 准教員 | 検定合格 | 保姆養成機関終了 | 高等女学校卒業 | 高等女学校卒業同等 | 小学校卒業 | その他 |       |
| 123      | 95       | 140 | 461  | 218      | 429     | 149       | 112   | 56  | 1,783 |

割合でみると、私立幼稚園の保姆で有資格者は46%、無資格者は54%で、過半数は無資格者ということである。市町村立幼稚園の保姆の場合、有資格者は72%(31)と、かなり高い率で確保できているが、私立幼稚園にあっては、資格を有する保姆の採用はなかなか難しかったようである。

そうした状況のなかで、三島幼稚園の保姆がすべて有資格者であるというのは、珍しい部類であった。これは、好井園長が「創立当初は幾たびか困難な壁にぶつかりましたが大切なのは、よき保姆採用が第一義であり、絶えず保育上の研究、その知識経験を積むことであると自覚し、研鑽に励みました」(32)と回想するように、かれの頭には保育は保姆の資質しだいという思いがあり、それが故に有資格者の保姆の獲得に執着したということが大きい。

一方、こうした優秀な保姆の獲得に並行して、好井園長は、9月の開園までの半年間(1学期間)、妻栄子までも香川県高松市の中央幼稚園に赴かせ(33)、留学実習をさせるという、徹底した保姆養成も行っていた。栄子には、小学校教育の経験はあるものの幼稚園については皆無ということで、先進幼稚園の見学と幼児教育の研究を課せたのである。

栄子は夫の期待に応えるべく勉勵し、その成果を園に持ち帰っている。その当時を彼女は、「香川中央幼稚園々長先生のもとで、折り紙細工などから始めまして、こまかく幼児教育についてご指導を受け、一切の家庭生活を放棄して実修に専念いたしました」(34)と追懐しているが、家庭を犠牲にしてでも保育研修に妻を送り込むことを躊躇しなかった好井園長の、幼稚園にかける熱意は相当のものであった。

#### (4) 園児と保育活動

第6表(35)は、三島幼稚園の開園(大正10年)から昭和の初めまでの在籍幼児数の推移である。70名以上の園児を集めており、さらに、昭和8・9年ころには、この表には出ていないが、130名近く(36)に達したというから、順調な滑り出しであったといえる。三島を功利主義的傾向の強い町とみていた好井園長だけに、幼児教育に関心をしめず親がどの程度いるのか、過度の期待をもってはいなかったであろうが、予想以上の幼児の集まりに安堵したかと思われる。

三島の町で最初の、東予地方で2番目の幼稚園ということで、登園する園児の姿は十目を集めていた。その服装は「男女共に和服を着て、上に白のエプロンをして、麻裏ぞうりをはき、上は四角い黒のベッチンの帽子をかぶり、小さい可愛いかばんを肩から脇の下へ

掛けてその中に、ハンカチ・ちり紙を入れ……、反対側には、丸いアルミの小さな弁当箱を斜めにかけ」(37)というものであった。合わせて、保姆の服装も統一されており、「和服にエビ茶の袴」(38)であった。

保育活動の実際であるが、これについては、当時、保姆であった好井栄子、高橋トキエ（大正13年に勤務）が次のように懐旧している(39)。

木切れを集めてきりで穴をあけ、のこぎりを使って箱や馬車を作っていた。『むすんでひらいて』『ちょうちょ』などをオルガンをひいて歌わせた。仏教の歌はずっとおくれではいつて

きた。しかし、幼児の創造性を豊かにするには音楽・絵画・工作などに力をいれることが大切だと考え実践してきた。毎週一〜二回は、み仏の前で幼児と共に静座して合掌礼拝をし、話を聞かせたり、食前食後の礼拝を習慣づけてきた。『一粒の米にも万人の力』などと言わせたりした。（好井栄子）

お寺の客殿のタタミ敷……へ足のみじかい机を置き、その前に園児が座り、色紙で折紙をしたり、又オトギ話を聞かせていました。……お部屋でお遊戯の時は、机を片寄せて広場を造りお遊戯をし、又は唱歌を教えていました。……天気の良い日には、屋外にオルガンを持ち出して、お遊戯をしていました。先生と云えば、園長様に奥様、宮崎様、私とで、奥様、宮崎様、私と三人が変り番にオルガンを引（ママ）いたり色々教えていました。組としては皆一緒に大きい方から松・竹・梅と区分して、小学校へ上る前には数を二十位かぞえる様に、又五十音も少しは教えていました。今にして思えば丁度昔の寺子屋のようなものかも知れません。（高橋トキエ）

大正期は、それまでの画一的保育から脱皮を図ろうと、新保育運動が起こった時代であるが、三島幼稚園の保育にもその流れを感じることができる。木工遊びがなされているが、これなど、当園では、誘導保育に基づいて共同製作にまで展開されており、当時、新しい保育指導法のひとつであった。また、屋外でオルガンを背景に、リズムカルな遊戯を試みているが、土川五郎の律動遊戯（大正5年公開）の影響があったものと思われる。

好井園長は、保姆の研修に熱心で、自らも、香川県で毎月開かれていた保育研究会に参加し、また保姆にもそうした機会を与えているが(40)、このことが、園の保育の進歩性につながっていた。こうした好井園長を中心にした保育の活動は、他から高い評価を受け、園創立後わずか5年にして、1926（大正15）年5月、香川県全域の連合保育大会を三島幼稚園で開催するまでに至っている。

## おわりに

今治幼稚園と三島幼稚園は、ともに住職がその設立に関わっているが、設立の契機については相違がある。今治幼稚園の場合、近所の幼児が自然発生的に寺院に集まるようになり、それを準幼稚園といってもいい共話会幼稚部が世話をし、さらに幼稚園へという形で発展している。キリスト教系の幼稚園の多くが、その前身に、子どもを集めた日曜学校があったように、今治幼稚園にもその萌芽に、類似の現象を認めることができるのである。

三島幼稚園については、住職が常々抱いていた地域の文化的状況への危機感が、その設

第6表 創立当初の三島幼稚園の在籍幼児数

| 年 度        | 男  | 女  | 計  |
|------------|----|----|----|
| 大 正 11 年 度 | 31 | 40 | 71 |
| 大 正 12 年 度 | 36 | 41 | 77 |
| 大 正 13 年 度 | —  | —  | —  |
| 大 正 14 年 度 | 32 | 40 | 72 |
| 昭 和 元 年 度  | 35 | 42 | 77 |
| 昭 和 2 年 度  | 39 | 45 | 84 |
| 昭 和 3 年 度  | 35 | 42 | 77 |

（大正13年度は不明）

立の動機を形成していた。将来の文化の担い手としての幼児に期待をかけるという、長期の展望をもった動機が、そこにはあった。

両園の設立の経緯がこのように少々異なろうと、もちろん、園の活動は仏教的見地を加味した保育を共通にしていた。両園ともに、檀家をふくめ地域から好意的に受け止められ、愛媛の仏教系幼稚園の先達として歴史を重ねてきている。

最後に、今治幼稚園の設立時期について触れておきたい。

仏教寺院が、我が国の文化や教育の発展に与えた影響がすこぶる大きいことは周知のとおりである。しかし、明治の幼児教育については、どの程度の貢献が寺院によってなされていたかは、十分な証はない。ただ、寺院関係者が創設した幼稚園については確認できる。現在も存続している仏教系幼稚園で、もっとも古いのは、1901（明治34）年に設立された京都の常葉幼稚園と栃木の足利幼稚園の2園<sup>(41)</sup>である。これらが、仏教寺院による幼児教育への本格的な取り組みの始まりといえなくもない。

今治幼稚園の設立は、これら幼稚園の設立からわずか4年後の1905（明治38）年である。日本の仏教系幼稚園の歴史にあっては、まさに黎明といっている時期に創立されていたのである。今治幼稚園は、愛媛にあっては仏教寺院における幼児教育の嚆矢であるが、仏教系幼稚園史においても特筆すべき園であったことを、終わりに付加しておきたい。

#### （付記）

本稿は、「平成13年度科学研究費補助金（萌芽的研究）」（日本学術振興会）を受けて進めた研究の成果の一部である。ここに記し、その助成に感謝したい。

#### 注

- (1) 日本保育学会『日本幼児保育史 第二巻』フレーベル館 昭和43年 70頁
- (2) 愛媛県内政部学務課『明治拾五年～四参年 類似学校』
- (3) 『今治幼稚園沿革略史』 1頁
- (4) この会の主宰者は植村照幢、後援者は、臺俊俊道、海頭人心、等であった（『今治幼稚園沿革略史』 1頁）。会の名称については、「仏教青年世話会」（今治市役所『今治市誌』名著出版 昭和48年 344頁）、「仏教青年共和会」（日本保育学会『続・郷土にみられる保育の歩み 一保育学会年報1978年版一』フレーベル館 140頁）と、異なった呼称になっているが、本稿では、今治幼稚園発行の『今治幼稚園沿革略史』に従い、「仏教青年共話会」と記述する。
- (5) 前掲『今治幼稚園沿革略史』 1頁
- (6) 今治幼稚園の設立賛助者として、次の12名が名を連ねている（同上 『明治拾五年～四参年 類似学校』）。

今治町大字米屋町二百七十三番地 檜垣 大三郎  
 今治町大字本町式十六番地 宇野 友治  
 今治町大字本町百八拾番戸 曾我 伊平  
 今治町大字北新町拾七番戸 久米 譽太郎  
 今治町大字米屋町百五十五番戸 安井 茂則  
 今治町大字室屋町 今井 新五郎  
 今治町大字新町百拾壹番戸 秋山 光五郎  
 今治町大字本町六番戸 □□ 文雄  
 今治町大字新町□□□□□ 有田 觀次郎  
 今治町大字今治村五百五拾九番地 谷口 龜治郎  
 今治町大字中濱町五拾番地 大成 國助

今治町大字本町貳百番地 箱崎 帛三郎

(7) 以下は、越智郡長(①)及び今治町長(②)の副申書の内容である。

① 私立幼稚園設置申請ニ対スル副申

本町正福寺住職谷本忍雅ヨリ別紙幼稚園設置ノ申請書差出候ニ付、取調候処何等不都合ノ義無之ト被認候ニ付及進候条御詮議相成度、此段及副申候也

明治三十八年三月九日

越智郡今治町長 石原 信文

愛媛県知事 安藤謙之介殿

② 別紙私立今治幼稚園設置申請書差出候処、総テノ点ニ於テ更ニ不都合ノ義無之見込ニ付、書面進達候条右設置ノ義御許可相成候様致度此段副申候也

明治三十八年三月十七日

越智郡長 小松崎吉郎

愛媛県知事 安藤謙之介殿

(8) 前掲 『今治幼稚園沿革略史』 2頁

(9) 愛媛県へ提出の「私立幼稚園設置申請書」には、「一、幼児ノ定員 八十名一、組数 二組 一、保育年数 三ヶ年」(前掲『明治拾五年～四参年 類似学校』)と記載されている。

(10) その間の経緯について、次のように記されている(前掲 『今治幼稚園沿革略史』 2頁)。

發足した本園の事業が一般幼児保護者に非常に歓迎されたので忽ち園舎の狭隘を告げるやうになり入園申込者を全部收容出来なくなったので明治41年に至り園の一を變更し園舎新築の計畫が進められ當時麓常三郎氏所有の土地(従前大正通りの本園敷地)279坪餘を坪當り7円50錢にて買収園舎新築の工を起し徳永喜一郎、越智忠兵衛、今井新五郎、長野又一郎、土岐鬼市、柳原保太郎、麓常三郎氏等41名の建築委員に依りて推進し明治44年末竣工したので過去7年間寺院内にて育成した本園は明治45年1月1日より新築園舎に位置を變更移轉した。

(11) 前掲 『明治拾五年～四参年 類似学校』

(12) 小学校令施行規則のなかに、「第九章 幼稚園及小学校ニ類スル各種学校」が設けられており、その第208条で幼稚園の設備の規定が定められている。さらに、同条の5で、「敷地、飲料水及採光窓ニ関シテハ小学校ノ例ニ依ルヘシ」と規定されている。

(13)・(14) 前掲 『明治拾五年～四参年 類似学校』

(15) 『明治三十八年 愛媛縣統計書』～『明治四十二年 愛媛縣統計書』、『明治四十三年 愛媛縣統計書 第二編(学事)』～『明治四十五年 大正元年 愛媛縣統計書 第二編(学事)』より作成。

(16) 今治幼稚園母の会 『手つなぎ 平成7年度 第23号』 1頁

(17) 週刊朝日編 『値段史年表 明治・大正・昭和』 朝日新聞社

(18) 前掲 『日本幼児保育史 第二卷』 昭和43年 101頁

(19) 前掲 『明治拾五年～四参年 類似学校』

(20) 前掲 『明治四十三年 愛媛縣統計書 第二編(学事)』～『明治四十五年 大正元年 愛媛縣統計書 第二編(学事)』より作成。

(21) 好井智源「幼稚園設立の初一念」 学校法人私立三島幼稚園 『昭和50年 創立55周年記念誌 歸巢』 1頁

(22) 好井は戦後、幼児教育だけでなく青少年教育にも力を注ぎ、松山から北川淳一郎(当時、松山商科大学教授、松山仏教青年連合会代表者)らを招いて、鎌倉アカデミア風の夜間学校(大成堂と命名)を組織し、そのリーダーとして活動している。社会教育者としての稟性も備えていたようである。

(23) 前掲 「幼稚園設立の初一念」 1頁

(24) 愛媛県内政部学務課 『大正八年 実業補習学校類似学校幼稚園』

(25) 前掲 「幼稚園設立の初一念」 1頁

(26) 好井栄子 「あゆみ」 前掲 『昭和50年 創立55周年記念誌 歸巢』 7頁

(27) 設立当初の園庭の写真によって確認できる。

(28) 現在の園長夫妻(好井快源氏)の談話より。

(29) 前掲 「幼稚園設立の初一念」 2頁

(30) 文部省 『幼稚園教育百年史』 昭和54年 174頁 第3表は、175頁〔第2-7表〕より私立幼稚園のみを抽出し、作成したものである。

(31) 同前 175頁(第2-7表)より算出。

- (32) 前掲 「幼稚園設立の初一念」 2 頁
- (33) 同前 1～2 頁
- (34) 前掲 「あゆみ」 7 頁
- (35) 『大正十一年 愛媛縣統計書 第二編(学事)』・『大正十二年 愛媛縣統計書 第二編(学事)』・『大正十四年 愛媛縣統計書 第二編(学事)』～『昭和三年刊行 愛媛縣統計書 第二編(学事)』より作成。
- (36) 遠山ウメヨ 「お便りによせて」 前掲 『昭和50年 創立55周年記念誌 歸巢』 10頁
- (37)・(38) 高橋トキエ 「五十年前の想いで」 前掲 『昭和50年 創立55周年記念誌 歸巢』 8 頁
- (39) 日本保育学会 『続・郷土にみられる保育の歩み』 フレーベル館 昭和53年 142頁 および 同前 「五十年前の想いで」 8 頁
- (40) 前掲 「幼稚園設立の初一念」 2 頁
- (41) 常葉幼稚園は、浄土宗大谷派の僧侶橋川恵順、足利幼稚園は、真言宗鑊阿寺住職山越忍空によって創立された(前掲 『日本幼児保育史 第二巻』 225～227頁)。もっと古いのは、現存してはいないが、1892(明治25)年に、山口県三田尻村の三田尻明覚寺住職香川黙識によって開設された華浦幼稚園がある。この園は、園児が集まらず、経営困難となり、3年後には廃止されている(文部省 『幼稚園教育百年史』 昭和54年 128頁)。

## Establishment of Buddhist Kindergarten in Ehime prefecture

— How were Imabari Kindergarten and Mishima Kindergarten established ? —

Manabu NOGUCHI

For establishment of both Imabari Kindergarten and Mishima Kindergarten, there was background of priest's effort. However, their inducement of establishment is different. In case of Imabari Kindergarten, nearby children have started to gather the temple for some reason or other, and Infant Division of Community Meeting which was something like semi-kindergarten was taking care of the children. And it has grown to a kindergarten. As many of Christian kindergartens have Sunday schools as their predecessors, Imabari Kindergarten also had similar organization.

In case of Mishima Kindergarten, the priest used to have a sense of growing crisis about the low cultural standard in their district, and it has come to the inducement of establishment of the kindergarten. That is to say that he wanted to give the infants grounding as the bearer of the future culture of the district through their upbringing.

Though there is difference between the details of their establishment, there is also a common point in their carrying out the activity of upbringing which took into account the view of Buddhism. Both kindergartens were received favorably by their community including parishioners, and they are making their history as leaders of buddhist temples in Ehime prefecture.

## 良質な福祉サービス提供体制構築への試論

～福祉サービスの質の保障体制の課題～

濱 島 淑 恵

### 1. 社会福祉基礎構造改革と良質な福祉サービス提供

社会福祉の契約制度への移行に代表される社会福祉基礎構造改革は、従来、その量的問題に終始していた福祉の議論を、質的問題に重点を置いたものへと変化させた。福祉サービス供給を市場にのせることによって生じる可能性のある、一部の福祉サービスの質の低下、劣化への懸念は「良質な福祉サービス提供」「福祉サービスの質の保障」「福祉サービスの質の向上」等の制度整備において想像以上の変化をもたらした。

社会福祉基礎構造改革（中間まとめ）では改革の理念として「質と効率性の向上」を掲げ、社会福祉法では、第3条福祉サービスの基本理念の中で「福祉サービスは・・・（中略）・・・良質かつ適切なものでなければならない。」とされている。また、社会福祉法第78条（福祉サービスの質の向上のための措置等）において、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」として社会福祉事業経営者の良質かつ適切な福祉サービス提供に関する努力義務を明記した。さらに国については「社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずる」努力義務を定めている。

まさしく、良質かつ適切な福祉サービス提供をいかに実現させるか、そのための体制をいかにして構築するかは、福祉関係者、利用者にとって最大の関心事であると同時に、行政にとっても重大な政策目標となっているのである。

さて、その良質な福祉サービス提供について、社会福祉基礎構造改革（中間まとめ）の基本理念の中では、「利用者の選択を通じた適正な競争を促進するなど、市場原理を活用することにより、サービスの質や効率性の向上を促す」とされている。しかしながら、市場原理に依存するのみでは多くの問題が生ずる可能性があり、それを補うシステムの必要性が指摘されている。<sup>1)</sup> 実際、良質な福祉サービス提供に向けた、実に多くの取り組みが誕生し、しかもこれらは多様な役割・機能を有するものであり、単に、市場原理を補うためのものではない。

ここでは、近年の良質な福祉サービス提供に向けた制度・事業等を取りあげ、その機能・役割、対象等を整理することによって、現在の良質な福祉サービスの提供体制の構造を明らかにするとともに、特に、それを支える重要な柱である「福祉サービスの質の保障」体制に関する問題点の整理と今後について若干の提言を行いたい。

## 2. 良質な福祉サービス提供へ向けた各取り組みの概要

良質な福祉サービス提供へ向けた近年の取り組みの中でも主要なものとして、①許認可及び指導・監督、②指定、③サービス評価、④苦情解決制度、⑤福祉サービス利用援助事業を取り上げることとする。

### (1) 許認可及び指導・監督

行政による許認可及び指導・監督は、多くの問題点を指摘されながらも、従来より福祉サービスの質の保障の中心に据えられてきたものである。

まず、社会福祉施設の設置主体として大多数を占める社会福祉法人への都道府県知事による「認可」から始まり（社会福祉法第31条）、国、地方公共団体、社会福祉法人以外で第1種社会福祉事業を始めようとするものは、都道府県知事から「許可」を得なければならないとされ（社会福祉法第62条）ている。これらは、福祉サービス提供前の段階で、不適切な主体による質の悪いまたは不適切な福祉サービス提供を防止しようとするものと捉えることができる。

また、厚生労働大臣は社会福祉施設の設備、規模、構造、福祉サービス提供の方法、利用者等からの苦情への対応等について必要な最低基準を定めることが義務付けられ、社会福祉施設の設置者はそれを遵守しなければならないとされている。（社会福祉法第65条）<sup>2)</sup>これは一定水準の質を「維持」しようとするものである。なお、第2種社会福祉事業については、国及び地方公共団体以外の者が開始する場合は事前の届け出が義務付けられているのみである。また第1種社会福祉事業のような最低基準の設定及びその遵守に関する規定もない。

さらに、社会福祉事業を経営する者に対し、都道府県知事は必要な報告を求め、施設、帳簿、書類の検査、その他事業経営の状況の調査をすることができ、さらに第1種社会福祉事業の施設が最低基準に適合していない場合は、経営者に対し改善命令を行うことができる。そしてこの報告・検査・調査を拒む、改善命令に違反する、処遇において不当な行為をした時などは、その事業経営の停止を命じる、または許可を取り消すことができる。（社会福祉法第70条、第71条、第72条）これらは、サービスの質を最低基準へ「是正」し、最低基準に満たないものは「排除」しようとするものである。

以上のような行政の「許認可・指導・監督」による「維持」「是正」「排除」を良質な福祉サービス提供の視点からみると、法的な強行性をもった「福祉サービスの最低限の質の保障」の機能を果たしているものと捉えることができる。なお、判断の際の視点は、国、または都道府県の単一的視点であり、対象となるのは第1種社会福祉事業に限られている。

### (2) 指定

「許認可・監督・指導」と同様、行政によって行われるものとして「指定」があげられる。老人福祉の分野では介護保険制度で既に行われているが、児童福祉、障害者福祉の分野では平成15年度、支援費支給制度へ移行することにより導入が予定されている。

これらの制度のもとで在宅福祉サービス、施設福祉サービスを提供しようとする者は、

国が設定した基準を満たし、都道府県知事より「指定」を受けなければならない。さらに都道府県知事は報告を命じ、検査を実施することができ、基準を満たさない場合等は指定を取り消すことができる。なお、市町村は、指定の福祉サービスが指定基準に従って適正な運営を行うことができなくなった場合、都道府県へ通知することができるとされている。

これは「許認可・監督・指導」と同様に、行政による「維持」「是正」「排除」を含む「福祉サービスの最低限の質の保障」であると言える。但し、対象となる福祉サービスは介護保険制度、支援費支給制度のもとで提供されるサービスに限定される。

### (3) サービス評価

利用制度への移行に伴い「サービス評価」への期待は高まり、行政、第三者機関、サービス事業者、または市民グループなど、多様な主体による取り組みが進められているが、ここではその中でも特に、確立しつつある a. 第三者評価事業、b. サービス事業者によるサービス評価を取り扱うこととする。

#### a. 第三者サービス評価

2001年、厚生労働省社会・援護局長の私的懇談会「福祉サービスの質に関する検討会」が「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をとりまとめ、第三者評価事業の全体像が明らかにされた。

ここでは「認定機関」（全国に1機関）が認定した「第三者評価機関」（都道府県に1機関）が評価業務を行うこととされている。これは「評価決定委員会」（「社会福祉事業経営者、従事者」「福祉、医療、法律、経営等の学識経験者」「福祉サービスの利用者、一般市民」から成る10人程度の合議体。）及び「評価調査者」（施設長等の組織運営管理業務を5年以上経験した者である「運営管理委員」、福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者で、当該業務を5年以上経験した者である「専門職委員」から成る。）で構成されている。この「評価調査者」が各委員から一名以上、計2名以上のチームで訪問審査等を行う。

評価の目的は、福祉サービス事業者の事業運営における具体的な問題点の把握、そして福祉サービス利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることとしている。

また、評価の対象は全ての福祉サービスとされているが、実際にサービス評価が行われるのは第三者機関に申し入れを行い、自主的な契約を結んだ事業者のみである。評価基準は、今回公表された全国一律の第三者評価基準をガイドラインとして、各第三者評価機関が基準を設定することになっているが、第三者評価基準や、それを参考にして厚生労働省の各部署が策定したガイドラインをそのまま用いることも可能であるとしている。なお、この評価基準は「最低基準」ではなく、よりよいサービス水準へ誘導するための基準ともしている。<sup>3)</sup> なお、利用者等への12の質問項目を盛り込んでいるが、この評価事業は「公正・中立」「専門的」「客観的」を重視し、利用者の認識の直接的な把握を意図するようなものにはしていない。

この第三者評価事業が良質なサービスの提供において期待されている役割は、第一に、福祉サービス事業者が自らの課題を把握し、事業者自身の努力による「質の向上」を促すことである。そして第二に評価結果の公表によって、利用者が各種福祉サービスの質に関する情報を得、適切にサービス選択することを可能にし、「自由競争による福祉サービス

の質の向上」を補助することである。

また、この取り組みの特徴としては、各都道府県にある第三者評価機関ごとの基準設定が行われることから基準内容の柔軟性や地域特性を配慮しての基準設定を行う余地がある点、そして多様なメンバーによって構成・運営されることからくる多角的な視点、が挙げられよう。ただし、事業者の自主性を尊重し、申し込みのあった事業者のみを評価対象としているため、全ての福祉サービスを確実に網羅することは困難である。また、定期的な申し込みがない限りは継続的な評価ができない。<sup>4)</sup>

#### b. 事業者によるサービス評価

社会福祉法78条には「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと・・・により・・・良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と規定されており、事業者自身のサービスの評価の努力義務が明記されている。また、社会福祉事業以外の福祉サービスに関しても、各法律において事業者自身のサービス評価への努力義務が定められている。(介護保険法第73、80、87、96、109条)

サービス事業者自身が実施主体となり、その事業者が提供する福祉サービスを対象に評価を行うわけだが、評価基準は様々なケースがあり、第三者機関の評価や厚生労働省の設定した基準(障害者・児の施設サービス共通評価基準など)を用いることもあれば、サービス事業者が独自の評価基準を設けることもある。<sup>5)</sup>

良質な福祉サービス提供において、事業者によるサービス評価は事業者自身の努力による福祉サービスの「質の向上」の役割が期待されるものである。基準設定、評価方法、評価の頻度などにおいて柔軟性に富み、様々な可能性があるものの、事業者の視点という単一的なものであると同時に、形ばかりの自己評価になってしまう可能性も否定できず、「質の向上」という結果が確実にもたらされるとは言い難い。すなわち、結果に関する強行性はないが、自己評価への取り組みの義務の法定化により、取り組みへの強行性を有しているものといえる。

### (4) 苦情解決制度

従来、その必要性が唱えられていたにも関わらず、整備が遅れていたのが苦情解決制度である。これもまた、今回の福祉改革に伴う関連法の改正の中で、新しい機関が設置されるとともに、サービス事業者自身の責任も明確にされ、今後、良質な福祉サービス提供において重要な役割を果たすものと思われる。以下、苦情解決制度を実施主体別にみていく。

#### a. 福祉サービス事業者

社会福祉事業を経営する者は、常に「利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と苦情解決への努力義務が社会福祉法第82条において規定されている。また、介護保険サービスについては、各サービスの「指定基準」において、苦情処理のための措置を講じることが義務付けられている。すなわち、社会福祉を目的とした事業を行う事業者すべてが、苦情解決のための何らかの体制を自ら整えることが要求されている。

平成12年、厚生労働省は「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」の中で、<sup>6)</sup> (社会福祉事業以外の福祉サービスを提供する者等

についても、この指針を参考に苦情解決の仕組みを設けることが望ましいとした上で、)苦情解決体制を次のように示している。まず①苦情解決責任者(施設長・理事等)、苦情受け付け担当者(職員)を明確にする。②苦情受け付け担当者は、苦情の受け付け、苦情内容や利用者の意向等の確認及び記録、苦情解決責任者及び第三者委員への報告を行う。さらに③第三者委員(複数人。世間からの信頼性を有し、苦情解決を円滑円満に図ることができる者。苦情解決に社会性、客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置。)を設置し、②で受け付けた苦情内容の報告聴取、報告を受けた旨の苦情申し出人への通知、利用者からの苦情直接受け付け、申し出人への助言、事業者への助言、話し合いへの立会い・助言(第三者委員が内容の確認を行い、解決案の調整、助言を行う。そして結果や改善事項等の書面での記録及び確認を行う。)、改善状況等の報告聴取、日常的な状況把握と意見傾聴を行うことになっている。最後に、この④解決結果の公表(個人情報に関するものを除く)を行うこととされている。

サービスに関する苦情を最も身近なサービス事業者へ訴える手段を確保しており、即応性という面で評価できる。また、苦情解決の責任者及び受け付けは事業所職員であるが、実際に処理を行うのは第三者で構成される第三者委員であり(直接、そこへの苦情の申し出も可能。)、サービス事業者の視点に偏らないよう、また訴えやすいよう配慮していると言える。

#### b. 運営適正化委員会(都道府県社会福祉協議会)

福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する目的で、各都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会が設定されることになった。(社会福祉法第83条)ここでの苦情解決は利用者から苦情解決に関する申し出に応じて、相談・助言、調査を行い、当該福祉サービス事業者の同意を得た上で苦情解決のあっせんを行う。

対象となる福祉サービスの範囲は社会福祉事業に関するものとなっているが、事業の実施に支障を及ぼさないと認められる場合には、対象範囲を拡大してもよいとされている。<sup>7)</sup> また苦情の内容は、処遇に関する苦情、契約の締結に関する苦情となっている。

解決方法は、①事情調査、②申し出人への助言、③申し出人と事業者との話し合い等による解決のあっせん、とされており、不当な行為をしている恐れがある場合は、①都道府県への速やかなる通知が義務付けられている。また、事業経営者の求めに応じ、巡回指導を行う。なお、介護保険サービスの苦情を受け付けることも可能だが、介護報酬に関する事など解決が困難なものに関しては国保連を紹介することになっているほか、不当な行為を行っているおそれがある場合は、都道府県への通知義務が課せられている。

#### c. 国民健康保険団体連合会

介護保険サービスに関する苦情は主に国民健康保険団体連合会(以下、国保連とする。)が取り扱うこととされている。<sup>8)</sup> まず、本人から直接または市町村経由で申し立てのあった苦情を受け付け、苦情処理委員が調査の必要の有無やその内容に関する審査を行い、必要な場合は事業者への調査を実施する。そして、改善事項に関する指導・助言を行い、その結果を申立人へ通知する。

なお、市町村の苦情処理窓口では、量的な問題や質的な問題であるが、比較的軽微なものを取り扱うことになっており、役割分担がされている。また、指定基準違反のものに関しては都道府県への連絡を行う。

苦情解決制度は、利用者からの訴えに応じて行われるものであり、利用者の判断が福祉サービスの質に関する判断において加えられるという点が他の取り組みと異なり、重要な役割を担うものと言えよう。そして、サービス事業者との話し合いなどを通して、改善を図っていくようになっており、これも福祉サービスの「質の向上」の機能を果たすものと捉えることができる。また、苦情解決制度の特徴はその実質的強行性にある。法的拘束力は有していないものの、話し合い等具体的な行動によって、質の向上へ結びつける仕組みになっており、実質的には強行性を有していると言える。この点については、質の向上についての強行性が乏しく、事業者の努力と自主性に任せている「サービス評価」との大きな違いであろう。

### (5) 福祉サービス利用援助事業

自己選択、自己決定に基づく契約制度への移行の際、最大の問題になったのが痴呆性高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が不十分な者への支援である。社会福祉法第80条において「福祉サービス利用援助事業」が規定され、この問題に対応することになった。

この事業は市町村社会福祉協議会が、痴呆性高齢者、精神障害者、知的障害者等判断能力が不十分な者で、かつ支援計画に定める援助に関する契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者を対象に、福祉サービスの利用に関する情報の提供、助言、手続きの援助、利用料の支払いなど、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行うものである。いわば、利用者の適切な福祉サービスの選択、利用を援助し、「自由競争による質の向上」を促すものである。ただし、ここで対象とされているのは、判断能力が不十分な人と限定されている。

なお、利用援助事業とは異なるが、利用者の福祉サービスの適切な利用の援助としては、その他にも介護保険ではケアマネジメント（居宅介護支援事業）がある。これはその対象が介護保険サービスの利用に限られているものの、選択が困難なのは判断能力が不十分な者に限らないことを考えると、すべての利用者を対象とした利用援助として評価できよう。

## 3. 良質な福祉サービス提供体制の構造

各取り組みを概観すると、良質な福祉サービス提供体制は次の2つの柱によって支えられていると言える。

ひとつめの柱は「市場原理、自由競争による福祉サービスの質の向上」を補助、促進するものである。自由競争による福祉サービスの質の向上は、十分な量の福祉サービスが供給され、十分な情報をもとに、利用者が自由に適切なサービスの選択、利用ができるなどの、一定の条件が整わなければ実現せず、不確実性が大きい。福祉サービスの質の向上どころか、最低限の質すら確保していない、悪質な福祉サービスが淘汰されずに市場に残る可能性は十分ある。そこで「自由競争による質の向上」を補助する制度・事業等が展開さ

れている。

もうひとつの柱は「福祉サービスの質の保障」である。この最大の特徴は「強行性」を伴うことである。「自由競争の質の向上」の不確実性を補う必要性は上述した通りであるが、その不確実性をカバーするため、この第二の柱は確実に何らかの結果をもたらすような「強行性」を有する仕組みとなっている。法的な拘束力による法的強行性、及び法的拘束力はないが具体的な行動（解決へ向けた話し合いの実施、解決案の提示など）による実質的強行性<sup>9)</sup>、以上2種が現在の体制下では見られる。

また第二の柱をその機能別にみると、最低基準を設け、そこから落ちないようにする「維持」、最低基準未満のものを基準にまで高める「是正」、または最低基準に満たないものを福祉サービス供給から追い出す「排除」、以上を含む①「最低限の質の保障」、そして最低基準を満たした上で、さらに福祉サービスの質をより良いものへと向上させようとする②「質の向上」とに分けられる。

なお、この「強行性」を伴う「福祉サービスの質の保障」は、自由競争による質の向上の不確実性を補う、という面でも意義あるものであるが、それ以前に、最低基準以上の福祉サービス供給を実現させるのは生存権保障から当然のことであり、必要不可欠なものと言えよう。

さて、以上2つの柱に各制度・事業の分類を行うと、まず、第一の柱である「自由競争による質の向上」を補助するものとしては、福祉サービス利用援助事業が判断能力の不十分な者への利用援助を、第三者評価事業が利用者への情報提供並びに、事業者の課題の明確化の援助を行い、その役割を果たすことが期待されている。<sup>10)</sup>

次に「福祉サービスの質の保障」であるが、これを機能と強行性の種類によって分類、整理したのが表1になる。まず、「最低限の質の保障」については、法的強行性を有した「維持」に「許認可・監督・指導」、「指定」が、同じく法的強行性を有した「是正」にも「許認可・監督・指導」、「指定」が、実質的強行性を有した「是正」には「苦情解決制度」があり、また法的強行性を有した「排除」には「許認可・監督・指導」「指定」がある。「排除」に関しては実質的強行性のものは存在していない。

「質の向上」についてみると、法的強行性を有したものとしてサービス事業者による「サービス評価」がある。但しここでいう強行性とは、社会福祉法に基づき質の向上への取り組みについての強行性であり、確実に質を向上させるという、結果に関する強行性を有しているとは言い難い。一方、実質的強行性には「苦情解決制度」があり、これは結果に対する強行性を有していると言える。

#### 4. 福祉サービスの質の保障体制の課題と今後の展望

ここでは特に、良質な福祉サービスの提供体制の第二の柱である「福祉サービスの質の保障」体制の問題点の整理と若干の提言を行いたい。

「最低限の質の保障」については、第一に、第2種社会福祉事業の最低限保障の問題が指摘される。契約、利用制度下の福祉サービスに関しては「指定」によって最低限保障が行われ、第1種社会福祉事業は「許認可・監督・指導」によって行われるが、第2種社会福祉事業はその対象外にある。第2種社会福祉事業の多くが利用制度下の在宅福祉サービス

表1 福祉サービスの質の保障体制

| 役割・機能       | 強行性の種類    | 制度・事業等の種類 | 実施者            | 判断基準（判断者）            | 第1種社会福祉事業 | 第2種社会福祉事業 | 利用制度下での施設福祉サービス | 利用制度下での在宅福祉サービス | 他機関・制度・事業等との連携        |
|-------------|-----------|-----------|----------------|----------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------------|
|             |           |           |                |                      |           |           |                 |                 |                       |
| 福祉サービスの質の保障 | 最低限の維持    | 法的        | 事業者に厳守義務       | 都道府県                 | ○         |           |                 |                 |                       |
|             |           |           | 事業者に厳守義務       | 都道府県                 |           |           | ○               | ○               |                       |
|             |           | 法的        | 都道府県           | 国の設定した最低基準           | ○         |           | —               | —               | 市町村からの通知              |
|             |           |           | 都道府県           | 国の設定した基準             | —         | —         | ○               | ○               | 市町村からの通知              |
|             | 最低限の質への是正 | 実質的       | 市町村・事業者・都道府県社協 | 利用者・苦情解決者・事業者        | ○         | ○         | ○               | ○               | 都道府県への通知(運営適正化委員・国保連) |
|             |           |           | 国保連            | 国保連                  |           |           | ○               | ○               |                       |
|             |           | 法的        | 都道府県           | 国の設定した最低基準           | ○         |           | —               | —               | 市町村からの通知              |
|             |           |           | 都道府県           | 国の設定した基準             | —         | —         | ○               | ○               | 市町村からの通知              |
|             | 質の向上      | 法的        | サービス事業者        | 国・都道府県・第三者機関・事業者等の基準 | ○         | ○         | ○               | ○               |                       |
|             |           | 実質的       | 市町村・事業者・都道府県社協 | 利用者・苦情解決者・事業者        | ○         | ○         | ○               | ○               | 都道府県への通知(運営適正化委員・国保連) |
|             |           |           | 国保連            | 国保連                  |           |           | ○               | ○               |                       |

※事業者＝サービス事業者

に含まれると予想されるとはいえ、最低基準はすべての福祉サービスを網羅する必要がある。

たとえ自由競争のもとでの質の向上を図ったとしても、依然として行政による「指導・監督」が福祉サービスの質の保障において基礎を支える役割を果たし続けることには変わりがない。しかしながら、以前からの批判に対し、最低基準の内容についてある程度の改善がみられるものの、その他に関しては不十分であることを第二に挙げたい。中立性、独立性を維持できる組織、監査方法の確保、単に基準を設定するに止まらず、現実的に質に関する監査を行う体制の構築など、内容的な改善が求められる。

さて、「質の向上」についてだが、第一に、質の向上の強行性についての問題点を挙げたい。サービス事業者によるサービス評価による福祉サービスの質の向上は法律上は努力義務となっていることから、これは質の向上への努力について強行性を有するのであり、結果（質が向上したか、良質かつ適切な質の福祉サービス提供になったか）にまでの強行性はない。また、結果についての実質的強行性を有する苦情解決制度も、すべての苦情が必ず窓口へと上がってくるとは限らないため、現段階では不確定要素が大きい。今後、後に述べるような苦情解決制度の改善とともに、サービス事業者によるサービス評価の有効性を高めるための方策、第三者評価で考案されている「認証」、または既存のシルバーマークと組み合わせる、またはサービス事業者によるサービス評価の結果公開などが将来的には必要となろう。

第二に、苦情解決制度の問題を挙げたい。この制度は、「最低限の質の保障」から「質の向上」にまで関わり、その強行性、対象となる福祉サービスの範囲の広さなどから「福祉サービスの質の保障」において、極めて重要な位置を占めている。特に、利用者と直接的につながった窓口として役割を果たすのはこの制度のみであり、最低限の質の保障にしても、質の向上にしても、ここから始まる可能性は高く、まさしく中心的役割を果たすことが期待されると同時に、この制度が正常に機能しなければ、「福祉サービスの質の保障」が根底から崩れてしまう恐れもある。

しかしながら、苦情解決制度に関しては、その判断基準、解決方法など曖昧な点が多く、苦情受付・解決者の力量に左右されるところが大きい。苦情受付・解決者育成、資質の向上、指針の提示が緊急の課題である。そして苦情解決制度の最大の問題点が、苦情の申し出が行われることについて確実性が乏しいことである。苦情の申し出を容易にする（サービス事業者の苦情の受け付け担当を職員とすることの見直しなど）、苦情の掘り起こし、苦情申し出者の立場の保護など、確実性を高めるための工夫をさらに進めることが必要不可欠である。

最後に、全体に関する問題点をあげると、まず質を「維持」するための継続的な取り組みがほとんど行われていないということである。「最低限の質の保障」で最低基準の遵守義務が定められているほかは、要望があった場合に国保連で巡回指導を行っているのみで、それ以外は、苦情解決制度による質の是正、向上にしても、行政による是正にしても、質を上げた以降の継続的なチェックは行われない。是正、向上といった質の改善は継続的にチェックを行わなければ実現されたか否か判断が難しく、いくら改善が見られても、それが継続されなければ意味がない。苦情解決制度の第三者委員が改善事項の確認を定期的に行うようにするなど、継続的な監視を行う仕組みをつくる必要がある。特に、このような即応性、柔軟性を要求されるものは、実質的な強行性によって質の維持が実現されるよう

にする仕組みが適していると思われる。また、次に述べるが、そのような仕組みと他の制度・事業間の連携体制（行政による是正が行われた後は、第三者委員など継続的なチェックを行う者に引き継ぐなど）を確立させることも必要となろう。

第二に連携体制の不十分さについて指摘したい。各取り組み間の連携では、国保連や運営適正化委員による苦情解決制度から都道府県への連携は行われることになっているが、サービス評価やサービス事業者による苦情解決は他の取り組みから孤立している。サービス事業者による苦情解決においても、解決が困難で、かつ悪質なケースは第三者委員が都道府県への連絡を行う、また、サービス評価結果をもとに行政監査を行う、苦情の掘り起こしを行うなど連携体制をつくることによって、「福祉サービスの質の保障」体制がより有効に機能すると思われる。

最後に地域福祉の視点の欠如を指摘したい。地方分権、地域福祉の推進を唱え、市町村ごとの福祉の展開を図るならば、福祉サービスの質の保障においても、市町村や市民が積極的に関与するべきであろう。現在、地域によっては市町村や市民による独自のサービス基準の設定、サービス評価の実施などが行われているが、これらの推進を図るとともに、市民から施設への苦情の申し出を可能にする、または行政や苦情解決制度による是正の後、市民による継続的な質のチェックに引き継ぐなど、地域との連携も重要事項になろう。

またこれに関連して、社会福祉事業にも、利用制度の福祉サービスにも入らない福祉サービスの質の保障の問題も挙げられる。地域福祉の推進の中で、住民組織等による福祉サービス・援助に重要な位置付けを行っているにも関わらず、それらの質の保障には全く触れていない。それらの福祉サービスの独自性を維持できる形で、誰がどのような方法で質の保障または質の向上を行っていくのか、早急に検討すべきである。

## 5. おわりに

良質な福祉サービス提供体制の構築へ向けた試論として、現在の良質な福祉サービス提供体制の構造を明らかにすることを試みるとともに、その大きな柱のひとつである「福祉サービスの質の保障」に関わる制度・事業等の整理と問題点の指摘を行った。

今回、主にその機能や対象とする範囲、または連携のあり方についてを中心に議論してきた。しかし厳密な議論を行うには、最低基準、評価基準の内容、各制度・事業の手法、頻度などについて更なる検討を加える必要がある。さらに、本来、「自由競争による質の向上」に関する諸制度・事業の検討が必要であることは勿論、「福祉サービスの質の保障」と「自由競争による質の向上」の整合性から、良質な福祉サービス提供体制は議論されるべきであり、これらについては今後の課題としたい。

## 注

- 1) 清水浩一「福祉事務所および児童相談所の新たな役割」『社会福祉研究』第76号鉄道弘済会 1999年 53頁
- 2) 介護老人保健施設も第1種社会福祉事業と同様に、施設開設の際に、都道府県知事の許可を受け、厚生労働大臣の設定した最低基準に従うこと、都道府県知事による検査、報告、改善命令、許可の取消しなどが介護保険法第96条及び、第100条～第104条において定められている。
- 3) 基準項目としては「福祉サービスの基本方針と組織」「地域等との関係」「対等なサービス利用関係の構築」「福祉サービス実施の過程の確立」「福祉サービスの適切な実施」「利用者本位のサービス実施」「機関の運営管理」があげられている。
- 4) 第三者評価事業による評価結果の有効期間は5年以内の期間を各第三者評価機関が定めることになっている。場合によっては、5年前の評価結果がその施設のサービスの質を表すものとして掲げられる可能性もあり、この点については危惧をいだかざるを得ない。
- 5) なお、痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）に関しては、新しいサービスであることから質の標準化が必要として、指定基準の改正が行われ、平成13年度より、事業者によるサービス評価基準については都道府県が定めたものを用いることを義務付けている。
- 6) 苦情解決の仕組みの目的として、利用者の満足感を高めること、早急な虐待防止対策が講じられること、利用者個人の権利を擁護すること、利用者の適切な福祉サービス利用が可能となること、苦情を密着化させず、円滑・円満な解決を促進し、事業者の信頼や適正性の確保しようとすることを挙げている。
- 7) 平成12年6月7日付厚生省社会・援護局長「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱」による。
- 8) 国保連では、市町村を超える案件、苦情を市町村で取り扱うことが困難な場合（権利関係が複雑で高度な法律解釈を必要とする場合・事業者が悪質で、調査、指導が困難な場合、市町村の苦情処理体制が整わない場合など）、申し立て人が国保連での処理を希望する場合に苦情を取り扱うこととしている。
- 9) このような、法的な拘束力に基づかないが、何らかの保証を与えるものとして、不服申立制度（オンブズマンや苦情処理制度）などに依拠し、強行性のない行政的な基準に基づいた利用者の利益内容の実現への見込みをもたせられる「ギャランティー」の可能性に着目した議論がある。秋元美世「コミュニティケア憲章と新しい権利保障概念―「ギャランティー」概念をめぐる」『福祉国家への視座』ミネルヴァ書房2000年。
- 10) 第三者評価事業はその役割が適切な選択に資する利用者への情報提供、そして事業者自身の自主的な努力に資する事業者の課題に関する情報提供にあること、そして、第三者評価事業が義務付けられておらず、結果においても、取り組みにおいても強行性を有していないことから、「自由競争による質の向上」を補助するものであると捉えられる。しかし、サービス事業者によるサービス評価は質の向上への取り組みについて強行性を有しているため、「福祉サービスの質の保障」へ分類される。

## 参考文献

- 石田道彦「社会福祉事業における第三者評価事業の意義と課題」『社会保障研究』vol. 35 国立社会保障・人口問題研究所 1999年
- 鶴沼憲晴「社会福祉法総則に関する考察―対象、目的、理念を中心として―」『社会福祉学』vol. 41-2 日本社会福祉学会 2001年
- 大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡公一編著「福祉国家への視座―揺らぎから再構築へ―」ミネルヴァ書房 2000年
- 国光登志子「苦情対応システムの構築―ケアマネジメントに則した苦情解決を―」『社会福祉研究』第79号 2000年
- 芝田英昭「福祉サービスの公的責任」日本社会保障法学会編『社会福祉サービス法』法律文化社 2001年

瀧澤仁唱「福祉サービスの基準と質の保障」日本社会保障法学会編『社会福祉サービス法』法律文化社  
2001年

古川孝順「社会福祉事業範疇の再構成—社会福祉事業法等改正法案に関らせつつ—」『社会福祉研究』  
第76号 鉄道弘済会 1999年

増田幸弘「介護提供体制の組織と構造—サービスの質を保障する視点から—」日本社会保障学会編『医  
療保障法・介護保障法』法律文化社 2001年

## The Structure and Issues of the System to Provide Good Quality Social Service

Yoshie HAMASHIMA

### Summary

It is becoming a priority subject how to provide good quality social services, in the shift to the contract system. Therefore, in recent years, various systems and projects were born and have been implemented. But they are not arranged yet. The purpose of this paper is to clarify the structure of the system to provide good quality social services and notice some issues.

The system to provide good quality social services consists of two systems. One is the system to support "improvement of quality" which is caused by market. The other is the system to "secure the quality" by the force, which has two aims, to secure the minimum of quality and to improve quality.

Especially this paper focuses on latter system, examines it from the following viewpoints; the subject, the object, the function and the cooperation system. Then there are some issues. First the system to secure the minimum quality of community services is inadequate, secondly the complaints system is expected to play the important role, but it is uncertain that the system can function effectively. So it is needed to train talent and show indicators. The third, the system is lacking of the viewpoint of community welfare. Community should take an active part in the system. Finally it is necessary to construct the cooperation system among small systems and projects.

*Key words* : quality of social services, system to secure the quality, system to improve the quality

## スリ ベンカイア スワミの示した超能力と教えについて

渡 部 英 機

### はじめに

現在その超能力を群衆の面前で長年にわたって発揮しているのはインドの聖者でアバター（神の化神）と思われているスリ サティア サイババであるが、彼は自らシルディのサイババの生まれ変わりであると称している。<sup>1)2)3)</sup>そして、ここに紹介するスリ ベンカイア スワミはシルディ サイババのアバター（化身）とされており、よく似た生活と超能力を示している。スリ シルディ サイババは1838年に生まれ1918年にマハサマディ（入滅）に至ったが、ベンカイア スワミは生年は不明であるが、インド、アンドラ・プラデシュ州ネロール地方ナグラベラトゥル村で父親スリ ペンチャライア、母親スリマチ ソマパリ ピッチャンマとの間に誕生し、100年以上生き、その間放浪生活を送りながら超能力によって人々を助け、1982年8月24日にネロール地方ゴラガムディでマハサマディに至ったが、その後も現在に至るまで人々の願いに応じて、病氣治しなどの助けを行っていることが知られている。<sup>4)5)6)</sup>

### 1. 生い立ち

彼は子供の頃から優しい情深い性質を牛に対しても示したので村人達から「気狂いベンカイア」と呼ばれた。16才の時、姉の子供が高熱で死にそうだったが、その子の顔の上で手を振って病氣を治したのが知られている最初の彼の超能力である。20才の時に高熱に数日罹り、その後奇妙な行動をするようになった。また、当時の慣習に反するようなカーストの低い人達と交際した。その後、村から姿を消したが、数年後に近く of 村に現れた時には、人々から「ベンカイア スワミ（師）」と呼ばれていた。それは、彼が超能力で人々の病氣や牛の病氣を治し、雨を降らせることができたからだった。

### 2. その様々な超能力

#### 1) 予知と予言をした

ある人達の未来に起こる危険や災難を予め知って警告を与え、注意を喚起するとか将来ある場所に建物が建つとか起こる状況について予言し、それらのことが実際に起こった。

(1) ある人を見て、近い将来外国旅行することを予言し、その人は予想外にその通りになった。

(2) ある人の畑の穀物の収穫量を予知し、正確にその通りになった。

#### 2) 病氣・怪我の治療を行った

手を病児の顔の上でふって高熱を治すとか怪我した人の傷に触れ治すとか、他人の病氣の肩替りをして自分が苦しみ、病人の苦痛をやわらげ治した。サソリに刺された人の痛みがスワミの言葉でなくなった。

(1) 牛が毒蛇にかまれて弱っていたが、スワミが噛み傷に手を触れて治した。

(2) 体中にしびれをもった人が医者の治療で治らなかったが、スワミが手でその人の首を押して治した。

(3) 悪霊にとりつかれている人の胸を叩いて、悪霊を追い出し、ある木の葉の丸薬を作らせて、悪霊にやられそうになったらその丸薬を飲むように教えた。

(4) 病気が治る方法を教えた。

### 3) 雨を降らせたり降らないようにした

(1) 人々の願いに応じて、干天に雨を降らせた。

(2) 雨を降らせる雲を散らせ、雨が降らないようにした。

(3) 火の前で念じ大雨を降らせた。

(4) 手の平を空に向けて合図し、雨を止めた。

### 4) 悪くなった家運を、家人の願いで種々の処置を施してよくした

### 5) 千里眼(透視)能力を示した

(1) 行方不明の人の死を告げ、死体の状態と見つかる日を知らせた。

(2) 丸太の中に大蛇がいることを見抜いて、丸太を火にくべた。

### 6) 重さを変える力を示した

(1) 担ぎ駕籠に乗っていて、自分の体重を重くしたり軽くしたりして、担いでいる人にその能力を示した。

(2) とても重い丸太を棒で突いて軽くした。

### 7) ランプに水を入れて火を灯した

### 8) 井戸水が出続けるようにした

干上がっていた井戸を水が出続けるようにしたり、スワミが掘った井戸は干天でも干上がない。

### 9) 帰依者の夢に現れて忠告を与える

### 10) 人の前生とカルマ(因縁)を知っていた

### 11) 実の生らないライム樹に少量の水をかけて実の生るようにした

### 12) 人の祈りに応え願いを叶えた

### 13) 自分の死の日時を正確に知っていて知らせた

上記のような超能力が記録されているが、1) 2) 3) 5) 9) 12) はかなり多く、他の能力の例は数少なかったようである。

## 3. スワミの祝福や予言の与え方と特徴

### 1) 短い糸を与えて祝福した

### 2) 謎のようなメッセージを紙に書かせて与え、予告した

### 3) 自分の親指を紙に押した刻印を与えた

### 4) 火をもやし続け、移動の時は火縄をもっていた

### 5) 粗末な衣類を身につけ、エカトラ(一弦の楽器)を弾いて瞑想した

## 4. マハサマディにまつわる特異現象

(1) その4日前、付き添いの帰依者は、天の馬車がおりてきてスワミの前に止まり、

スワミはそれに乗ったが、その帰依者も乗ろうとすると馬車の人に阻止されたという幻視を見た。

(2) 死の3日前、上記帰依者は幻視で、スワミのサマディマンディール(寺院)の写真が、スワミの住んでいる藁葺き屋根の中に入り、シルディ サイババの肖像画の側に立つのを見た。

(3) マハサマディに入った日、閃光がある帰依者の家の周りを回り、スワミの墓所に入ったことが目撃された。その人は翌日スワミの死のことを知った。

(4) 死の3日後、サマディ(墓所)の洞穴に遺体を運びこむ途中、その体に茨の刺がささり赤い血が流れ出て、運んだ人の胸部が赤く染まっていた(死者の血は流れないのが普通である)。

## 5. 死後の出現と活動

### 1) 生前と同じ姿を現し食事をした

(1) 1986年9月、スワミはある人の家に現れ、食べ物を請い、それを食べた。

(2) ある人の祈りに応えて家に来てカレーを食べた。

(3) サマディマンディールに詣った3人の婦人の前に現れた。

### 2) 祈りに応えたり、夢に現れ、願いを叶えたり病気を治した

(1) 墓所に行って祈り願うと、ある母親の幼子の下痢と眼病が奇跡的に治った。

(2) I・S夫人の3才の息子の足が麻痺し、医者はポリオと診断した。夫人はスワミの写真の前で願うと、夜の夢に医者が現れて息子の足に注射した。翌日、息子は歩けるようになった。

## 6. スワミの教え<sup>4)5)</sup>

ベンカイア スワミは言葉で教えを説くことは余りせず、その時その場の帰依者や相談者に対して断片的な教えを言うだけだった。それらをまとめると、次のような教えが主なものである。

(1) 空腹の人には、げっぷが出ない程度に食事を施しなさい。

(2) あなたがどんなことを望んでも、十分な信仰をもってここに来るなら叶えられる。

(3) ベンカイアは全ての動物の中にいると思いなさい。

(4) たとえあなたが私を見捨てても、私はあなたを見捨てない。

(5) あなたは蒔いたものを刈り取る。

(6) 私は人の信仰に応じて反応する。

(7) 私は無数の群れの中から私の羊をより出す。

(8) 全てに対する愛は、あなたに神を覚らせるでしょう。

(9) 私は、私の名で一口の食事をもってきて与える人達全ての責任をもつ。

(10) 帰依者がマントラ(真言)を求めた時、スワミは言った。「マントラは不必要である。ビシャラ(識別力)をもって進みなさい」

(11) 僧がダルマを守るのは立派なことではない。もし家長がダルマを守るならば、それは立派なことである。

(12) 私達は利子を得るために金を貸す時にも、ダルマを守らねばならない。

(13) 私達は高潔さと簡素さとサドグル（真のグル《靈性指導者》）への奉仕を成就しなければならない。

(14) あなたが4分の1ルピーを盗むならば、10ルピーを失うことになるだろう。

(15) もし私達が利益の分け前を望むならば、その罪も分け合うべきである。

(16) 他の人達に出て行けと言うより、自分が出て行くべきである。

(17) 母の死を聞いた時、スワミは言った。「母は死んでいない。そこにいる」弟の死を聞いた時、スワミは言った。「彼は死んでいない、、、彼はまたくる」

## 7. シルディ サイババとスリ ベンカイア スワミとの類似点 7)8)9)10)11)12)13)

ある時、ベンカイア スワミ自身がE・バラドワジャ（『AVADHUTA LEEA』のテルグ語著者）に、「北方に自分の親戚がいて、彼も火の礼拝者だった」と話したことが知られている。従って、彼はシルディ サイババのことを知っていた。そして、両聖者を知っていて信仰している人々は、ベンカイア スワミをシルディ サイババの化身と思っているようである。

両聖者の類似点は次の通りである。

- 1) 生涯独身であった
- 2) カーストや信条を超越していた
- 3) 定住地をもたなかった
- 4) 教えとリーラ（超能力）が似ていた
- 5) 謎めいた言葉をよく発した
- 6) 神聖火をもやし続けた
- 7) マハサマディ（入滅）の日を予告した
- 8) マハサマディの後も帰依者や頼る人を救っている

## 引用・参考文献

- 1) 渡部英機：インドの聖者サイババの超能力について一心霊研究者はこう考える。人体科学第7 p. p.135～138 (1998)
- 2) Shri J.B.Pattanaik : Rebirth (渡部英機訳：生まれ変わり《再生・再誕》、日本サイババ研究会 (1998)
- 3) 渡部英機：インドの聖者サイババの説く人生原理、今治明德短期大学研究紀要第22p. p.15～22 (1998)
- 4) P.Subbaramaiah ; AVADHUTA LEEA, Life History of Bhagavan Sri Venkaiah Swamy, SRI SWAMY KRUPA PUBLICATIONS (1995)
- 5) 同上 : Bhagavan Sri Venkaiah Swamy. A brief sketch of the life of a Modern Saint. SRI GURUPADUKA PUBLICATIONS (1992)
- 6) S.P.Ruhela : Sri Shirdi SaiBaBa Avatar. A Comprehensive and uptodate research-based Profile (渡部英機訳：シルディ サイババ アバター、その総括的プロフィール、日本サイババ研究会《1998》)
- 7) N.V.Gunaji : Shri Sai Satcharita, The wonderful life and teachings of Shri SaiBaba (若林千鶴子訳：カリユガを生きる、サイババ聖者物語、蝸牛社 (1981)
- 8) Sri La Sri Shivamma Thayee : My life with Sri Shirdi SaiBaba (渡部英機訳：スリ シルディ サイババと生きた私の生涯、日本サイババ研究会《1995》)
- 9) M. Sahukar : SaiBaba, The Saint of Shirdi (同上：シルディの聖者サイババ、同上《1994》)
- 10) E.Bharadwaja : SaiBaba The Master (同上：サイババ ザ マスター、同上《1997》)

- 11) 板谷樹、宮沢虎雄：心霊科学入門、(財)日本心霊科学協会 (1979)
- 12) 宮沢虎雄：誰もが知りたい死後の真相、同上、(1976)
- 13) Carl.A.Wickland：30years among the dead (田中武訳：医師の心霊研究30年、同上、《1983》)

## 編集委員

坪 内 千可子  
赤 澤 淳 子  
市 川 ひろみ  
濱 島 淑 恵

## 執筆者紹介（執筆順）

|         |              |
|---------|--------------|
| 赤 澤 淳 子 | 幼児教育学科 助教授   |
| 湯 川 隆 子 | 三重大学 教育学部 教授 |
| 伊 藤 敏 乃 | 生活科学科 非常勤講師  |
| 小 池 美知子 | 幼児教育学科 講師    |
| 上 村 聖 子 | 幼児教育学科 非常勤講師 |
| 藤 原 久 恵 | 幼児教育学科 非常勤講師 |
| 野 口 学   | 幼児教育学科 教授    |
| 濱 島 淑 恵 | 生活科学科 講師     |
| 渡 部 英 機 | 生活科学科 教授     |

平成14年 3 月25日 印刷  
平成14年 3 月29日 発行

編集発行者 今 治 明 徳 短 期 大 学  
今 治 市 矢 田 甲 688

印 刷 所 原 印 刷 株 式 会 社  
今 治 市 喜 田 村 1-2-1

# REPORTS OF RESEARCH

## IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE

No. 26

### CONTENTS

---

|                                                                                                                                                 |                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| Factors associated with intention of gender role behavior in single young adults<br>.....                                                       | Junko AKAZAWA and Takako YUKAWA..... 1                 |
| The estimation of junior college students for clothes of the elderly (2)<br>An analysis of the awareness of students' life and clothes<br>..... | Toshino Ito..... 13                                    |
| A Study on The Keyboard Instruction at The College Students<br>in The Department of Infant Education(2)<br>.....                                | Michiko KOIKE, Seiko UEMURA and Hisae FUJIWARA..... 21 |
| Establishment of Buddhist Kindergarten in Ehime prefecture<br>— How were Imabari Kindergarten and Mishima Kindergarten established? —<br>.....  | Manabu NOGUCHI..... 33                                 |
| The Structure and Issues of the System to Provide Good Quality Social Services<br>.....                                                         | Yoshie HAMASHIMA..... 47                               |
| Supernatural Powers and Teachings Showed by Sri Venkaiah Swamy<br>.....                                                                         | Hideki WATANABE..... 61                                |

---

March 2002

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE